## 平成23年 第4回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

平成23年12月8日(木曜日)

## 議事日程(第3号)

平成23年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

# 出席議員(15名)

 1番 小林 和政君
 2番 宮下 久雄君

 3番 丸山 年弘君
 4番 工藤 政由君

 5番 工藤 久司君
 6番 有永 義正君

 7番 吉元 成一君
 8番 田村 兼光君

 9番 塩田 文男君
 10番 西畑イツミ君

 11番 塩田 昌生君
 12番 中島 英夫君

 14番 信田 博見君
 15番 武道 修司君

 16番 西口 周治君

欠席議員(1名)

13番 田原 宗憲君

欠 員(なし)

### 事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

教育長 ...... 神 宗紀君

会計管理者兼会計課長	川﨑 道雄君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長	
企画振興課長補佐 江本 俊一君 人権課長	松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長	平塚 晴夫君
福祉課長	中野 誠一君
建設課長 中川 忠男君 上水道課長	加來 泰君
下水道課長 古田 和由君 総合管理課長	吉田 一三君
環境課長	長 … 田村 幸一君
商工課長	田中 哲君
生涯学習課長	石川 武巳君
清掃センター長 田村 修乃君 産業課長補佐	田村 啓二君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
小林 和政	1.政治倫理条例について	なぜある? 問題ないか? ア.裁判の件 イ.職員採用に関して 有効か?
塩田 文男	1.石堂4号線·上り松から福 間踏切までの道路拡幅 について	町政懇談会でも言われていましたが、具体策 を教えて頂きたい。
	2.上ノ河内有安線県道298号線(一部中津街道)について	東九州自動車道に伴い県道298号線が一部新しく別道として旧10号線に繋がります。よって旧298号線について中津街道らしい整備を考えてはどうか。
	3.コミュニティバスについて	上り松地区にバスは入れないか?
	4.駅前開発と本庁舎につい て	駅前開発の状況と今後の具体的な考えは? 本庁舎の耐震等どのように考えているのか。
	5.液肥施設について	築城地区に液肥をやらないと聞くが 中国への液肥施設の技術提供の流れと現在 の状況は?
	6.ビラ・パラディについて	「都会から人を呼び」「健康対策」セラピー構想 と言い続けかなりの期間がたつがいつやるの か?
吉元 成一	1. 旧蔵内邸について	利用などの詳細について、どの程度まで決まっているのか。
	2.学校現場の条件整備に ついて	各学校の駐車場整備の件について
	3 . 庁舎について	老朽化が進む本庁の地震対策や雨もり対策 などについて問う。 支所は、今後どのように利用していくのか。

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
武道 修司	1.平成24年度予算方針と 財政健全化計画につい て	平成24年度の予算の見込みと方針について お聞きします。また、今年度で終了する財政 健全化計画の次期計画をお聞きします。
	2.防犯対策について	昨今、いろいろな事件が発生しております。当町においての防犯対策はどのようになっているのか。また、防犯協会の設立はどのようになっているのかお聞きします。
	3.防犯対策について	津波発生時の被害予測を調査していたが、どのようになっているのか。また、防災マップの見直しは、どのようになるのかお聞きします。また、シュミレーション等はやっているのかお聞きします。
中島 英夫	1.東九州自動車道整備促 進に伴う道路計画策定 等について	東九州自動車道の町内開通を控え国道、県 道、町道等の整備計画の見直しについて
	2.(14年)開通の東九州自 動車道予定の地域活性 化対策について	産業・観光等の現状と対策(課題について) 企業立地について
	3.林業振興対策について	里山の荒廃を防ぐ取組みについて 鳥獣害対策について
丸山 年弘	1.液肥について	築城地区の利用で追加施設の設置について
	2.光ファイバー設置につい	設置についての考えの有・無
	τ	有の場合、時期はいつ頃になるのか。
	3.猪、鹿、害獣の対策について	イノシシ、シカの駆除に対しどの様な考えをもっているか。 駆除について方針と段取り
		農の件で許可に対する方法があれば

## 午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日程第1.一般質問

議長(田村 兼光君) 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。

一般質問は12人の届け出があり、本日の質問者は6人をめどとします。なお、時間の余裕があれば質問者を追加しますので、御了承〈ださい。

また、質問は前の質問席から行ってください。また、議長からお願いがございます。質問をするほうも答 弁をするほうも、しゃきっとした言葉で、聞き取りがいいようにお願いします。答弁を行う者は、また所属と 氏名を告げて発言してください。

では、1番目に、1番、小林和政議員。

議員(1番 小林 和政君) おはようございます。朝から気分の悪いような質問をすると一日調子が悪いと思いますので。

まず、私は、政倫条例、築上町政治倫理条例についての質問をしていきたいと思います。

11月23日の新聞に、非常にうれしい記事が載っておりました。我が築上町の政倫条例が県内で最高のものであるという評価をいただいたという記事が載っておりました。点数でいいますと98点、数学やら英語の点数でいいますと東大でも上がれるような点数じゃないかというぐらい立派な点数をいただいております。

この新聞記事をごらんになった読者の方々、これだけ立派な政治倫理条例を持った築上町においては、極めて清潔できれいな町政が実行されておるんではないかというふうに思ってもらえるだろうと思います。 私は、町にとっても極めて信頼性の向上には大きな役目を果たしていただけるものと思って、とてもうれし 〈思っておりますが。

町長、この記事を見て、私と、お気持ちはいかがでしょうか、おんなじようなお気持ちをお持ちになっておられるでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この記事を見て、昨年は6位か7位か、上位にはありましたけれど、おんなじことを やってるのに何でトップかなという気持ちは僕は持ったんですけど。

上位ランクということで、従前、旧築城町はトップクラスということで、これに準じて、旧椎田のほうは平成 13年に事件が発覚して、私の公約で政治倫理条例をつくるというふうなことで公約に掲げて町長選に立 候補したわけでございますけれど。これは、ほぼ築城の例を例にとっております。九州大学名誉教授の斎藤文男氏に指導を請いながら、築城が最高級の政治倫理条例をつくってるというふうなことで、これに準じた形でつくっております。

これが合併時に踏襲して、築城と椎田ほぼおんなじでございましたんで、そのまま合併後を引き続いていっておるというようなことで。これが、昨年は上位でございましたけどトップではございませんでしたがことしはトップということで、これは本当に名誉なことだなと考えておるところでございます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 私と同じような気持ちであるということで、極めてうれしい気持ちになっております。

そこで、本来この政治倫理条例というものは、何のためにあるのかということから、私は入っていきたい。この「倫理」という言葉が、非常によく使いますけども、具体的にどういう意味かちゅうたのが、わかりやすい言葉で説明しようと思ってもなかなか難しい。そこで私は辞書を調べてみました。小学生の使う辞書にどう載っておるか調べてみました。すると、学習国語辞典というやつですが、この倫理というのは、「人として行わなければならない正しい道。道徳」小学生の辞書にはこう載っとったんです。じゃあ、大人はどうであるかと思って、漢和中辞典というので調べてみました。三省堂の分ですが。これにはもっと簡単にしか載ってない。「人が常に守るべき道。人倫の道」という説明がありました。要するに、この倫理というのは、具体的に説明しようたってものすご〈抽象的に説明があるだけ。要するに、人として正しい道を進むべき、その正しい道を示すのがこの倫理なんだということでございますので。私は、この倫理という言葉の意味を「一人の人間として根本的に守るべき正しい道」だと、こういうふうに理解して今後の質問を続けていきたいと思うんですが。もし、これに誤りがあったらいけませんので、私の高校時代漢文を教えていただきました教育長の神先生に、何らか、つけ加えなり修正していただける御意見がございましたら、ぜひ御一言をお願いしたいんですが。

議長(田村 兼光君) 神教育長。

教育長(神 宗紀君) まさか、そういう形で私に来ると思いませんでしたけど。

今、小林議員おっしゃったとおりと思います、倫理については。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) ありがとうございます。

先生も四十何年前になりますんで、お忘れになったかと思いましたけど、私は覚えておりましたのでこのような質問さしていただきました。

私は、実は漢文を教えていただきましたので、この倫理の専門家であろうということでお答えをいただいた。その先生から、恐ら〈間違いないであろうというお墨つきをいただきましたので、これに基づいて説明をしていきたい。

築上町の築上町政治倫理条例という名前になってます。じゃあ、これをどう判断するかちゅうと、築上町の町政にかかわるすべての人たちが、一人の人間として守るべき正しい道、これが築上町政治倫理であるうと思うんです。これに関する条例が、築上町の政治倫理条例であると、こういうふうに考えてこれからの質問を続けていきます。

そこで、この政治倫理条例、築上町の政治倫理条例は、先ほどの正しい道を守りながら築上町の町政を どういうふうに持っていくかという目的が、第1条に書いております。この第1条には、前段を省略しまして 大事なところだけを申し上げますと、「町民の信頼にこたえるとともに、町民が町政に対する正しい認識と 自覚を持ち、もって、公正で開かれた民主的な町政発展に寄与することが目的である」、こういうふうにあります。

要するに、正しい道で築上町を正しい方に導いていく政治をやらなければならない、そのためのものであると、こういうふうに定義されておると。私はこう理解しておりますが、町長いかがですか。私と御意見が違いますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私もそのとおりだと思います。

ただし、町民にもこの条例を周知徹底して、町民もいろんなあっせんとかそういうものを地位を利用した 形で頼まないと。これ、ここまでこの条例の範疇は広がっております。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 今、町長がお話しになりましたように、町民に対する責務という形で第2条に載っております。ちょっと具体的に申し上げますが、第2条の3項に、町民の責務ということで、(1)として「工事等の指名または選定の依頼をしないこと」と書いてございます。町民の責務として。これに対して、町政にかかわる者たちの心構えとして、第3条の政治倫理基準の中に、「町政にかかわる者たちは、工事等の推薦、紹介等有利な取り扱いはしない。してはいけない」、これが第3条の政治倫理基準3項に載っております。

要するに、町民には依頼してはいけない。頼まれたほうは、あっせん、有利な取り扱いをしてはいけないとこういうようになっております。この条例では。じゃあ、この工事に対する推薦あるいはあっせんするのはどなたにされるんかといいますと、決定権を持った人たち、すなわち町長であり、副町長であるというふうに私は理解しますが、いかがでしょうか。

要するに、町民は依頼したらいけない。私どもあるいは町政にかかわる者たちは、それを取り次いで有利な取り扱いをしてもらうようなあっせんをしてはいけないんだと。じゃあ、だれにするんかちゅうことです。 どなたに依頼するんか、あっせんをするんかということですよね。わかりませんか じゃあいいです。じゃあ質問を変えます。

では、この工事に関する内容で少し質問を広げていきます。

極めて大きな裁量権を与えております町長、その人たちにとっては、この政治倫理、正いい道を進めていくんだという気持ちが、通常の我々よりもより多くのものが求められておる。こういうふうにはお考えになっておられませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 工事については、これは、基本的にはいわゆる町長の執行権ということもございます。そういう形の中で、指名という形になれば指名審査委員会を経て妥当な線が出ておるというふうに判断すれば、私はそのまま審査委員会のものを認めますし、少し変更したほうがいいかなというときは、当然これは変更する場合もございます。これが執行権ということでございますけれども。基本的には、審査委員会のほうである程度回数とかいろんな形のやっぱりそれぞれ地域性とかいろんな諸条件がございますんで、そういう指名については、執行権に基づいてやっておるということで。そういう形の中で、例えば、今言わんとすることは、業者から議員が頼まれてやったことはないかというようなことでございましょうけれども、そういうことは私は一切話は聞かないという形にしております。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 私は、そういう質問してるわけじゃないんです。裁量権で大きな力を持っておられる町長、副町長は、普通の倫理観以上の倫理観を持って臨むべきではないかと。そういうふうにお考えになっておるかとお尋ねしておるわけです。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然、それは倫理観を持って、ある程度、全〈公平にはならないと思いますけれど、 公平性の原則に基づいて指名はしておると、このように私は自信を持って言うことできます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、私は、あなたが極めて公平に自信を持ってやっておられると、指名については。

具体的な例を申し上げます、実際に。ほんとはどうかと思ったんですが、あなたの倫理観あるいは政治 倫理条例を十分認識した上での行政執行をされておるかというのに疑問を感じるような内容が出ておりま したので、一つ具体的な内容で申し上げます。

これ、広報のちくじょう12月号です。数日前、実を言いますと、私は一般質問の通告を11月30日にしましたので、その後に手にしました。この内容については知らなかったんで、初めてここで申し上げます。

これに、10月、11月の入札の結果が出ております。住民の方も傍聴にみえていらっしゃいますが、これ、すべての住民が目にしておるはずですが。この結果の中に、10月11日に入札した分と11月2日に入札した分の落札状況が書いております、入札結果が。この中に、同じ業者が同じ日に2件落札した事実が載っておりますが、これは2件落札するということは、2件とも指名に入っておったということであると思います。私は、9月の一般質問で、過去何年間も指名に入ることもなく、営業努力をする機会すら与えられない方

がたくさんおる。さらには、廃業までされた方もおられるという質問をしたところで、副町長からの答弁では、「何年間も入らない可能性はあります」という答弁もいただきました。そして、そのときに同時に、「工事の指名については、指名委員長である副町長と数名の中枢を担うような課長さんたちで指名委員会を組んで、その中で指名を組む、そして町長に上げて決定する」こういう答弁をいただいております。ということは、その他の力は一切働かなくて、副町長を指名委員長とする指名委員会、数人の課長さんというような話でした。それによって指名して、それを町長に上げて決定するということは、同じ日にその方たちが、同じ日に2つの工事同時に指名に入れておって、両方とも落札した業者がおるという事実がこれに出ております。こういうことが、正しい、公平にやっておると言えますか。町長どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然、指名が、箇所数多いんで、それは当然複数の工事に入る場合が多々あります、実際。そこで、落札するという形になれば、それは当然その人の努力で落札したという形になりましょうし、何ら問題はございません。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、指名委員長の副町長にお尋ねしますが、あなたも指名を組む側として、町長と同じように複数入って落札しても営業努力だからそういうことはあり得るとこういうお答えでしたが、あなたも同じようにお考えでしょうか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 工事の発注については、年間発注見通しということで、前期後期で発注見通しがあります。それで、本数とすりゃ、100件近い、ちょっとそこまではしておりませんけど100件近い数があるうかと思います。

その中で、公平性という問題がありますけども、例えば1業者が集中的に工事をとらないようにということで、前工事をとって施工進捗率50%以下、まだ着工してない業者については指名から外すというような形で、業者さんがある程度、工事、指名、請負契約ができるような形では考慮して進めております。

ただ、今小林議員さんが言いましたように、その10月、11月の2回だけの指名、入札でその業者が2つとったということは、その期間にもう10月の後半の指名ですので、かなりの業者さんがもう落札請負契約をしておりますので、そういう業者さんが外れていきます、指名から。だから、地域性それとか工事のランク制、金額制の考えた指名そして地域性、その地域がその業者に近いとかランクは幾らかと、そういうことで指名をしておりますので、だんだん後半になると指名する業者さんの数も減ってきますんで、指名が3つなり2つなりというケースはあります。ただ、その12カ月分の1回をとらえてっていうのは、ちょっといかがかなと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) では、今あなたがおっしゃるような事実が、あなたほんとに本心でおっしゃっておるんであるならば、もう一つ事実を確認します。いいですか。

この2件とったおんなじ業者が、12月、つい最近出て、もうすぐ入札ある分に指名に入ってないですか。 はっきり言ってください。

議長、ちょっと具体的な名前申し上げたら申しわけないけ、これをこの2件、11月2日の日に、総務課の1件、建設課の1件、金額はあります。これ2件落札した業者の方が、12月の建築工事にまた2カ所、入札指名に入っておる事実はありませんか。はっきり、あるかないかだけで結構です。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほどから言いますその地域性、そのすぐそこの工事のする場合は、地域、できる業者があれば指名をします。そういうことだけです。

以上。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 私のお尋ねの答えにはなっておりません。

この業者が、12月の建築工事の指名に入っておるか入っていないか。2件入っておるか入っていないかをお答えいただきたい。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 議会ですので、資料をきちっと調べてから答弁いたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 逃げておられるんじゃないですか。

もし、事実が発生したときには、あなたどういう責任とりますか。これも、あなたのお考えでは地域性とを 勘案してたまたま11月に2件落札に指名が入って、12月にもまた同じ業者の人が2件指名に入るという 事実が発生しておる。これは、たまたまですという答弁ですか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほどから言いますように、たまたまじゃありません。こちらも指名委員会で考慮して、金額、地域性、近隣かどうかを把握して指名をしておりますので、たまたましたとか、そういうことは決してございません。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、この事実は、おっつけまた次回の。

私が今皆さんにはっきり申し上げておきたいのは、11月に2件別々の工事を落札した業者の方が、 12月に建築工事としてまた2件の指名が入っておる事実がありませんかというお尋ねをしましたけれども、 これについては詳しく調べてお答えしますということで、現時点では答弁をいただけなかった。もし、これが 事実、私がもし間違っておれば、次回の一般質問の席ではっきりおわびをいたします。しかし、事実であるかもわかりませんから、これは次回なりあるいは別の機会に残しておきたいというふうに考えております。 (発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 答弁します。

一般質問の趣旨と相当違うような中に踏み込んできておると思いますけど、業者の工事の件は、これは私は執行権ということで、これはある程度のことは答えますけど、すべてのことについては執行権の範疇の中で行政やるんで。そういう、何といいますか我々が法に違反してやってるという形であればどんどん質問していただきたいと思うんですけど、一切法に違反したことはございませんので、御理解願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 今、町長から「法に違反することはありません」という答弁でした。しかし、法に違反するかどうかであれば法律が裁くわけでしょう。そうしたら、この政治倫理条例なんか要らんのやないですか。政治倫理条例は、町政を公平で開かれたものにするために用意してあるものであるというふうに、目的にこうやって書いておる。

私が、あなたは趣旨と違うという理由をおっしゃった。いいですか。趣旨と違うとおっしゃったが、その前にこの政治倫理条例の中には、有利な取り扱い、政治倫理基準第3条、「工事等の推薦、紹介等有利な取り扱いはしてはいけない」ということになっておるわけです。これに違反した場合には、その第2項にありますが、「この政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから潔い態度を持って疑惑の解明に当たらなければならない」ということも書いておるわけです。

私は、今の事実は、この「有利な取り扱い」になりゃあせんかということでお尋ねしておるわけですから、 趣旨と反することであるというようなあなたの言い方はおかしくないですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ちょっと、小林議員、政治倫理条例の中身をちょっと勘違いしとるんじゃないですか。 いわゆる、これはあっせん業務をやらないという。 議員は、業者から頼まれて町長に口添えをしないと、これが政治倫理条例なんです。 町長の政治倫理条例というものは、そういう町会議員があっせんしてきたのを受け付けないと、これが我々の言う政治倫理条例なんです。

だから、あなたが言われるのは、執行権を、この政治倫理条例に基づいて、これただすべての件で、これはおかしいやないか、不満があった人は全部言ってきます、すべての行政に対して。我々は、ちゃんと法に基づいた仕事でやっていくという形になれば、倫理規定の違反も何もございませんし。それは、また業者の指名権というのは、先ほど言いました地域性とかそれから業者の工事の質の問題もございます。そういう形で点数の低い業者、高い業者そういうものもございますし、そういうものを鑑定をしながら指名

をやりますんで、この指名については政治倫理条例に我々は違反してるとは思っておりません。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) ちょっと、議長、一つだけいいですか。

はっきり、今聞いたんですけど、例えば、その前に2件とったということは地域性なんです。その地域の 工事発注で自分とこの前の道路かわかりませんがそれをとったと。それで、今回については、それじゃあ、 土木かどうかっていうのは、今度は建築で発注したケースもあります。

例えば、指名願出たときに優先順位といいますか、その業者の希望があります。土木が1番なのか舗装が1番なのか建築が1番なのか。それに基づいて土木が1番の業者はやっぱり土木を優先的にいれます。それで建築の点数も持って建築の施工実績があれば、例えば指名の数、金額によってやっぱり8社以上ということになれば、そういう実績があって建築も優先の高い人であれば、それに入れると。それで、舗装工事であれば舗装の1番の優先度の高い人を優先的に入れて、そしてその金額に応じて、例えば舗装の業種資格を持ってる部分についてはそれを足していくとか。そういう形でやっております。

だから、予想される業者さんは、自分ところの土木でとった、それで今度建築工事に入った、だからどうですかっていう御質問でしょうけど。その金額に応じて、その業者さんは建築が主体的な希望ですので、それについて指名したということです。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) ちょっと、理解できんの私だけでしょうね、恐らく。こういうあなた方の理論が どうしても理解できんのです。

一般の町民の方々は私に近い判断やないかと、私はそう思うんですが。あなたたちの答弁聞いておると、 私も理解できんことなってしもうた。

要するに、町内の業者の方をすべて公平にしておると。公平にされておるが、その中にはたまたま数年間も指名すら入らない方もおられるが、今回の件みたいなことも起こり得る。それは、指名願を出したときの条件等でそういうことが、あるいは地域性等からそういうことが起こり得る。私はちょっとこれが理解できないんですが。

ただ、先ほど申し上げましたこの事実については、こういう事実があると。11月におんなじ日のおんなじ入札を2件やって2件とも落札をされる例があるが、これは決して法にも触れないし問題ないんだと、こういうふうにお考えで執行権を進めておられる。町長いいですかこういうふうな理解で、いいですか。

じゃあ、この件につきましては、また後日いろんな事実が出てくるかと思いますので、こういう事実があるんだ、これは、議会報は極めて短い内容しか載っておりませんが、ネット等でこの議事録をごらんになっていただく方がたくさんおられますので、こういう事実だけを申し上げておきたいということで、質問に取り上げました。

それでは、次の質問に入ります。

ただいままでは、築上町政治倫理条例がなぜあるかという理由で、何のために、どういうことを目的にしてあるんかということでお尋ねしてまいりましたけれども、いろいろ意見がかみ合わないところがあると。

これからは、実際に起こった問題の中で、これは倫理上問題ないかということをお尋ねしたい。これ、問題ないかで、私は通告の中で、裁判の件ということで通告をしておりますが、現在最高裁で係争中のあの件でございます。中、全部お話しするとまた切りがありませんので、2点だけお尋ねします。

1点、対象の建物が築上町の町有財産として登録されて、それを処分して県から補助金をもらったという 事実でございますが。町有財産の取得、処分については、議会の議決が必要なはずと思うんですが、登 録を議決した時点、処分を議決した時点がわかりますか。ちょっと教えていただけませんか。

議長(田村 兼光君) 松田人権課長。

人権課長(松田 洋一君) 人権課、松田です。

今、御質問の件は、地協の建物の件だというふうに思います。この建物につきましては、行政財産の登録がございませんし、今まで公有財産としての体をなしてないという建物ということでとらえております。

それから、行政財産の処分ですが、これは県の補助金を受けて建築した建物であり、その際に行政財産の処分の手続をするということで、急遽普通財産に計上いたしまして議会の議決をいただきまして、行政財産の廃止処分というふうな手続きをとっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) これは、高裁の判決文ですが、第2審のときの。この判決文の中には、「登録処分は、平成20年3月に行われた」と。これは、登録も処分も平成20年3月であるというふうにこれにはあったんですが。台帳をつくって登録して、それを処分したと。これが、議決されたのが平成20年の3月の議会で議決されたのは、処分案は議決されております。じゃあ登録という形はどういう形でされたかちゅうと、処分しなければならないから、そのとき登録してすぐ処分したと。こういうことでしょうか。

議長(田村 兼光君) 松田人権課長。

人権課長(松田 洋一君) 人権課、松田です。

今、小林議員の言われるとおりでございます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) ということは、これ慌ててした、そういうことですね。

では、その時点で、本来町有財産ではないから、そういう処分の仕方であっても正しいという認識のもとに議会に提案して可決をしていく、処分案の件ですよね。3月の議会に。その時点では、本来町有財産ではいが、議会に提案して処分案を議決したと、こういうことでございましょうか。町長いかがですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 話せば長(なりますけど。

該当の建物は、これはもう昭和46年に建設されて、(発言する者あり)これは。だから、その関係で、基本的には本来そこで行政財産で登録されておれば旧椎田町の物になりますけれど、一切何も登録されてなかったと。こういう状況でございます。

そういう形の中で、歩道建設の話が、豊前土木事務所のほうからもう3代前の町長のときから上がってきたが、なかなか、用地が、これが未登記であったということで、いわゆる地権者、当初は少なかったんですけど、未登記のままずっとこれてきて100人近い、いわゆる関係相続人が出てきたということで、前町長も「こんなことならやめた」というふうなことも発言しております。それを、職員が非常に努力して、早くやっぱ歩道をつけなければ中学校のいわゆる通学道路、それから買い物客が非常に多いということで、スーパーもありますし。そういうことで、職員も一生懸命、この努力をやってきたと。

そういう形の中で、土地は町有地でございますけど、当初から建物は解放同盟の物ということで認知がされ、これは周辺の住民の皆さんもすべて解放同盟の物という認知をしておったところでございますし、旧 椎田町のほとんどの人はそういう形で、もう解放同盟の物ということで認知をしておったわけです。

それが、土木事務所が本来なら解放同盟と交渉すればいいのを、それを土木事務所は解放同盟は人数が多いということを言われ、すべての同意をとらなきゃいかんということで便宜的に町のほうに所有権をしてもらって、そして販売をして後の代金は解放同盟にやってもらえないかと、そういうふうな話から、経過がそういうことでございます。

その間に建設したのは、確かに旧椎田町が建設しております。その経過といたしましては、1市、当時は3町、築城、椎田、豊前、太平というこの1市3町にいわゆる同和地区がございます。そういう形の中で、何とか拠点をどっかに一つ解放会館つくらなきゃいかんということで、当時の補助金を全部集約して、代表選手で旧椎田町が建設に上がったという形になったとこでございまして。そういう経過の中からということで、私どもは今その裁判の内容は非常に不服だということで、最高裁に持っていったという経過がございますので。あなたの質問が、そういう経過を踏まえてやってるのかどうかということで。

そういう形の中で、実際はそういうことで便宜的に、いわゆる普通財産に登記をして、そして財産処分を 議会にかけて議決をしてもらったと。これが、いわゆる一部住民の皆さんの訴訟に遭いまして、地方裁判 所、高裁は、一部住民の皆様の言い分を一部認めたと、こういう状況になったとこでございます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 長々と経過説明、すべてこの判決文にはその内容があります。ですから、私 はその内容を教えていただきたかったんじゃなくて。

要するに、町有財産でないという認識があって議会の議決を得た。そして、平成20年3月22日だったと思うんですが、議決をしたのが。その後、3月24日に県との契約を結んでおるんですが。

この時点で、町有財産でないという認識のもとで、もし議会を使って議会の議決を得て処分したというこ

とになれば、そういう本来町有財産でない物を町の財産として登録して、その本来の持ち主に補償金を渡すということになると、この判決文の中にあるように、判決文、この中ありましたけど、これこういう表現までされておるわけです。「控訴人が、 控訴人というのは町長です 地協に特別の利益を与えたものと言わざるを得ず」というような表現が出ておるわけです。こういうような認識をされるような、裁判の判決の中でこういう表現が出るような判断をされるというようなことは、こういうふうに本来財産でない物を町の財産として処分案を議決してもらったと。この点が問題になるんじゃないかと。

だから、私は、これは倫理的に考えて極めて大きなミス判断だったんじゃないかと。だから、今の最高裁 までの裁判につながってきたんじゃないかと。こういうふうに考えるわけです。

だから、一番最初に申し上げましたように、大きな裁量権をお持ちの町長は、人並み以上の倫理観を持って町政に当たっていくはずです。その方がミス判断されたことが、ここまでつながってきたんではないかということで。この町有財産として登録する段階で、あなたに町の財産ではないとう認識があったということがわかっただけで、これは、もうこの質問はこれで終わりたいと思います。

この裁判の関係でもう一点お尋ねしたいのは、現在最高裁まで行っておる金額は900万円です。900万円を違法な支出だから、町は新川さん個人に請求しなさいという判決が、第2審、高裁までには出ておる。900万円の金額になっておりますが、この900万円は支出命令を最後に出した21年3月に出した分についてですよね。この分については、手続である住民監査請求が間に合ったから、この900万円が対象なんだということです。その前の金額も、私はこの900万円と同じ性格の金ではないかというふうに私は考えるんですが、900万円以外のお金も。あなたはどうお考えでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私は、あくまでも3,000万円は移転補償費として支払ったものだということで、だから訴訟しておるんで。係争中のことなんで、その分についてはそういう形で私は主張してまいります。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) ということは、あなたは3,000万円とおっしゃったが、すべて同じ性質のものであると、こういうふうに御理解して、いうふうに考えていいわけですね。

私は、申し上げたいのは、これは政治倫理基準というものは、つい最近国会のほうでも大臣がいろいる問題になっておりまして、言いわけに、「法令に触れるような事実は一切ございません」ちゅうて逃げるんです。 だから、 先ほども申し上げましたけど、 法令に触れたら法で裁かれるわけですから、 法令に触れる部分は、何もこの政治倫理条例を必要としないと思うんです。

だから、私はこの政倫条例というのは、法に触れる触れんは別で、その以前の問題だと考えてる。だから、あなたがもし3,000万円が同じ性格のものである、たまたま900万円だけが訴訟の対象になっておるけれども、おんなじ金額のものであるとするならば、私はあなたにお尋ねすることはないわけです。もし、法令に触れる部分だけに対応するような考え方であるというのであれば、政倫条例は、その法令に触れ

る部分以外が問題なんじゃないかとあなたにお尋ねしたかったんですが。同じような認識でおられるんであれば、この点での質問は別にございませんので、次に入ります。

時間がなくなりました。

問題ないかという第2項でございますが、職員の採用の関係をお尋ねします。

私は前回のときもこの件についてはお尋ねしましたけれども、ちょっと時間が足りず詳しくお尋ねすることができませんでしたので。

まず、24年4月、来年度の4月に採用予定の内定はもう済んでますでしょうか。

議長(田村 兼光君) 総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

来年4月1日付採用の内定はもう済んでおります。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 何名予定しておられるか、教えてもらえませんか。

議長(田村 兼光君) 吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

9名の予定でございます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) この9名の採用に当たりましては、私、広報のやり方をお尋ねしたいと思うんです。

この9名の採用については、広報ちくじょうの23年度、今年度の7月号に要項が載ってます。そして、10月16日が試験日だと、最終2次試験の日だと。だから、恐らく10月中に内定等が出たんじゃないかと思うんですが。来年の4月に採用される方の広報は、23年7月、その前の年、ことしの4月に入った8名の方がおります。この8名の方の募集は、その22年のやっぱり7月号に広報として募集要項が載ってます。では、その前の22年4月に採用した18人、労務職を除いて17人ということになっておるわけですが、これは広報の何年の何月号に募集要項を出したか、わかりませんか。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

結論から申し上げまして、2年前の募集時期というのははっきり記憶にございません。

本町の職員採用に当たりましては、県下の統一試験に参加をして行いますので、その試験日が決まりましたならば、その試験日の多分2カ月ぐらい前あたりに広報で一たんお知らせし、また近くなりましたら、行政無線で町内の皆様にお知らせしてると。あわせてホームページにそれは掲載しております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) では、22年4月採用の18名についての具体的な、何月号というのはまだおわかりになりませんね。実は、私も探したんですが見つけ切れんやったんです。だから何月かちょっとお尋ねしたかったんですが。

実は、この前の採用人数を見ますと、今度9名だそうです。その前が8名、その前18名、その前が6名、4名という形で採用出ております。この前お尋ねしましたように、先ほどの18名のときには、採用条件、年齢は無制限で採用したんだということでした。その次の8名については、35歳までだったと。今度は、27歳ですか。こういう要件が著しく目まぐるしく変化する。こういう形での採用というのは、極めて不自然な気がして。何らかの理由があるんだろうと思うんですが、町長なりの理由を教えていただけませんか。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 一応、年齢制限、最初はもう無制限でしておりました。というのが、県からの通達等それから国からも、いわゆるちょうど非常に倒産が多いというようなことで、離職者を受け入れる態勢をつくらんかという問題もございまして、年齢無制限ということで。

次に、若干もう絞っていかないと、年齢分布層というのがございます。この分布層も若干多い世代とそれから少ない世代ということもございますんで、極力試験のできのいいのはそういう形の中でとっていってもいいんではないかなということで、そういう若干下げてきたわけでございますけれど。

今回は、ほぼ大体一段落しつつあるんで、新卒を中心に学校を卒業して間近い人と、このような形で採用を決めるということで提案があって、こういう形にしたわけでございます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 前は無制限にされておったという答弁でしたけれども、前はというのは、この 22年4月に採用する分だけについて無制限にされた。それ以前は年齢制限があったんじゃないですか。 その年だけが無制限の条件でされたんじゃないか、どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川君。

町長(新川 久三君) そうですね。先ほど申したように、県、国から中途、いわゆる離職者の受け入れという通達がございましたんで、それは県の指示に従ってやっていったということでございます。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 私は、県の指示までちょっとチェックできておりませんので、そうかどうかわかりません。あなたの答弁ですから、一応そういうふうに理解はしますが。

この年だけ無制限、その次の年が35歳、この間に何があったかは、ちょっと私は、この間に町長選挙があったわけです。私はそれを勘ぐっとるわけです。げすの勘ぐりをしておるわけです。こういう関係があったように、私とおなじように、げすの勘ぐりをするような町民もおるんやないかと思うわけです。これが、政倫条例、先ほど申し上げました第3条の第1項、「町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのあるような行為をしてはいけない」と、

こういうことがあります。

こういうふうに不自然な形、先ほどの入札の件もそうですが、不自然じゃないかと思われるようなことを やったら、町民の目には何らかのおかしい気持ちが発生するんでないかと思って、私はそういうことをやる のはおかしくないか、倫理上では大きな問題点になりゃせんかと。こういうことであなたにお尋ねしておる わけですが、いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 小林議員の質問の趣旨、自分の思惑でという形で質問しておるんで、これはちょっとどうかなと思うんですけれど。私は、倫理には違反してないと。年齢が、例えば50歳でも受けれるよという形が、これは、ちょうどそのとき時の情勢で非常に離職者が多かったという問題がございます。そういう形の中で、だから受験生50歳までも来ております、実際。そういう形の中では。

そういうことで、これを倫理的におかしいちゅうのは、私はちょっとどうも合点がいかないし、私は倫理観は持って採用はしておりますんで。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 時間の制限が来ましたので。

もちろん、あなたはそうお考えでしょうけども。私は当初に教育長の、神先生のお墨つきをいただいたんですが、倫理というのは、それぞれが正しい、根本的に人間として正しい道なんだとこういうふうに考えておる。あなたが正しい道であると考えてやってこられた。ところが、私はそうでないと思ってあなたに質問しております。町民の方々がどのように考えておるか。もちろん、あなたの考え方と私の考え方と両方をネット等でごらんいただくでしょうから理解していただけると思いますので、これはもうこれ以上申し上げませんが。倫理的な問題点があると私は思ってあなたにお尋ねしておる、こういうことでございます。

最後で、もうあと10分もありませんので、最後になりましたけども、この政倫条例が本来の目的である公正で開かれた町政をつくるのに有効か。私は、実態を見たら全く役に立ってないんじゃないかとこういうふうに考えておるわけです。

そこで、第10条で、町民の調査請求権というのがあります、政倫条例には。過去6年間の中でこういう 例があったでしょうか。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 築上町になってからはございませんけど、旧椎田町のときにはありました。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、同じように第18条、その他の政治倫理基準に反する行為に関する 措置というのがありまして、「疑いのある場合は、町長及び議長は審査会に調査を依頼しなければならな い」というのがあります。 こういう例があったでしょうか。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) これは、あっております。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、それがあった。それはどういう内容かちょっと教えてもらえませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは、請け負い関係の件で、倫理ということで、一応相談したら、それはちょっと、 詳しいのは議事録見てもらえばわかると思いますけど、そういう件で1件あったと思います。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) ということは、この実例があるわけです。

ということは、政治倫理審査会というものがあります。現在は、資産報告書を主にチェックしていただける機関でございますが、この期間に今まで今の1件だけ町長が諮問した場合があると、調査を依頼したことがあるということでいただきました。6年間で1件ある。こういうふうに実態を考えてみますと、極めて役に立ってないような気がするわけです。単なる、福岡県内でトップの条例、恐ら〈全国でも有数なものを持っておるというふうに理解してはおりますが、実態としては余り役に立ってない。単なる飾りかあるいは隠れみのになっておるんでないかということすら、私は考えておりますが。

再度申し上げて質問を終わりたいと思いますが、実態を見たときに、この政倫条例はほとんど効果を発揮していない。だから、長靴に張った金箔ぐらいのイメージしか持ってないわけです。私はこういう感じに、この政倫条例を今現在感じておるんだということを最後のまとめとして申し上げて、質問を終わりたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) この政治倫理条例が、役に立つか役に立たんかと。私は役に立たんほうがいいと 思います。まともな政治が行われよると。いろんな訴えがあって、違反にしておるんじゃないかと、倫理委 員会にその申し立てをして〈る件がないほうが私はいいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 小林君。

議員(1番 小林 和政君) 町長がおっしゃったんで、一言だけ申し上げます。

私は、政治倫理条例に対する考え方があなたと違うというの初めに申し上げましたように、私は、これはそれをつくるための手段としてあるものであって、法に触れるから問題なんだというような次元では絶対考えるべきでないというふうにこの政倫条例は考えておりますので、私の趣旨とあなたの趣旨は随分根本的に違うような気がします。

これで、質問を終わります。

議長(田村 兼光君) お疲れさん。

.....

議長(田村 兼光君) では、2番目に9番、塩田文男議員。

議員(9番 塩田 文男君) 通告いただきまして、今から項目も多いんで、ばたばた行きたいと思いますんで、よろしくお願いをします。

まず最初に、石堂4号線、通告しております上り松から福間までの拡幅についてという形で。

これは、4月前後で町長が町政懇談会を行っております。そのときにも西角田地区の懇談会のときにも、町長は、これは地区の要望とは別に、上り松、福間、線路の横、あそこの拡幅は私は絶対やろうと考えておると。その他2点そういう、3点全部でありました。それは、もう地区要望以外にもやっていきたいという形でお答えを、町政懇談会のときに言われましたし、違うところでもそのような同じ話をされております。

そこで、今現在どういう計画で、行っているのかもしれませんし、また行おうとしてもらっておるのかもしれません。

それで、具体的な、町長に内容がわかりましたら、できればいつまでとか、いつごろまでこういう形でやっていくんだとか、詳しいものがわかりましたらこの場で言っていただきたいなと思います。お願いします。 議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今、石堂地区の工事を長年やっております。これがもうすぐ済むんで、次にそれに取りかかって。これは、もうどうせ防衛省の補助事業でやらなきゃ到底町単でやれる事業量ではないんで、補助事業を採択してもらうということで。これも、あと用地を皆さんが提供してもらえるかどうか、そういうことまでちょっとまた調査していかなきゃいかんし、早急にそういう形の中で私も当然必要と思いますし、ほんとに通行規制が絡まれて、地元の皆さんは非常に不便の悪い道だというふうに考えておる。

そして、また子供の通学路ということで、今歩道はあそこだけついてるんです。何といいますか、山の横、 あとずっとやっぱり歩道つけられるところは歩道をつけて、子供の安全を守るということで、早急には、これ建設課のほうで早〈事業計画を立ててやらせるということでやっていきたいと思っています。

議長(田村 兼光君) 塩田君。

議員(9番 塩田 文男君) 本当ありがとうございます。早急にやっていただくということで、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。しいては、石堂の踏切の前で中学生が抱きつかれた事件、福間と石堂の踏切の間のちょうど中間、干拓地区に抜ける通学路ですけども、そこで裸になった変質者という形で、いろんな事件が出てきております。子供を守る観点もそうですけども、椎勝線のほうから10号線除いて、第2の10号線っていうのはこの道しかありませんので、ぜひ早急に用地買収等から取り組んでいただきたいなと思います。

次に、もう一点、次に入ります。

上1河内有安線県道298号線についてなんですけども。

東九州自動車道に伴いまして、わかりやすくいえば西角田小学校からずっと直線下りてきますと、今は 現在突き当たりますけども、それがほぼまっすぐ抜けて、ちょうど今ウエストのローソンの横に県道が抜け てくるという形で。今までのは、右折すれば、右折される左側のほうの家は皆さん立ち退きをされていくと いう形で、今その道が残るわけですけども。その道が旧中津街道という形で、これは地域の地元の方から もそういう話を以前言われまして、私も土木事務所のほうにも出向いていって、担当課長にもそういったと ころお話しされてるんですけども。

改めて、この場で町長に御質問したいと思います。それにつきまして、この中津街道らしい、旧道になるわけですけども、ここにいろいろな看板等歴史の、旧ここに何があったというものがたくさんあるみたいです。そういった形で、県と打ち合わせをしながら、この道ができる中で中津街道らしい、地区の今自治会長の方たちとも話もしておりますけども、そういう形の案がいろいろ出てきてると思いますんで、ぜひそういった方向で考えていただきたい、町長どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この今の県道を、これが新しく高速道路、ここまでの県道ができ上がれば、あと町道に払い下げになろうと思います。払い下げの時点で、そういう要望を出しながら。本来なら、中津街道ということで小倉の中津口からずっと、ほんとはこれも宇佐街道といいます、宇佐まで行けば宇佐街道ということで、東九州自動車道の完成記念と同時に観光協会等々で立ち上げてある大鏡、これの奉納行事もやろうかということで。その一環でも、やはりこの中津街道・宇佐街道をやっぱり重点的にということで、その一部、全部はやっぱり難しいと思いますんで、拠点拠点を設けて。例えば、塩田議員も私と一緒にちょっと勉強に行きました唐津街道、ああいう形でやっぱり建設省の補助金をもらいながらやっていく方法を早く見出していくべきではなかろうかなと思っておりますし。これも、築上町だけじゃなくって、ずっと沿線が協力し、今中津街道を考える会とかそういうのもできておりますので、そういうところと協議しながらやっていくべきではなかろうかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 塩田君。

議員(9番 塩田 文男君) 町長、その前向きな考えはありがたいことなんですけど、できれば今の時点で県との中で打ち合わせに、ぜひ私は行っていただきたいなと思います。中津街道を考える会っていうのももう随分前からできてますけど、払い下げになる前なのか今なのかというときで、今現在では、自治会の方たちは水路とかいろんな問題で要望を出して意見交換してるみたいですけども。この件は、やはり県道が町道に払い下げにするべきなのか、しないべきならしないほうがやりやすいのかという問題も出るような気がいたします。ですから、できるだけ早く今の時点でそういった構想をお願いをしておきたいと思います。

それから、次に行きます。コミュニティーバスについて。

コミュニティーバスについてという形で、これはもう全地区から、どこまで来てほしいとかいう話が多々出てるのは、僕自分自身もよくわかっております。

上り松地区なんですけども、現在上り松地区は、昔の、今旧10号線から行けばあそこはバス停、出屋敷ですか、あそこがバスの停留所になっています。そこで、これ石堂地区におきましても上り松にしても非

常に距離があります。なかなか地域の中に入ってほしいという要望で、上り松地区のほうからもかなり要望上がったと思いますけども。

私も現地を一応見に行きました。見に行かなくても隣だからわかることなんですけども。10号線から右折をしてもらって踏切を渡って、渡ったところでバス停を設置等はできないものなのか。そこに、もしバスが入ったとしても、道が1周、バスがUターンできるわけなんです。

地区の方に言わせると、できれば公民館の前を通過して中まで入ってもらえないだろうかというのが大きなあれですけど。空き地があって、そこでUターンされるということも、地元の方は了承してもらえてるということもありましたけども。やはり、その中に入るだけで、バス停までやはり100メーター前後あります。その踏切のところから。その辺について、コミュニティーバスの上り松地区にはバスが入れないかという質問ですけども。これはだれに聞いたら、担当課、町長、お願いいたします。

議長(田村 兼光君) 企画課、江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 企画振興課、江本です。

先ほどの塩田議員の御質問でございますが、上り松地区のほうにコミュニティーバスが入れないかということでございますけど。

先ほど、塩田議員の言われるとおり、上り松集落から国道10号のバス停、上り松のバス停まではかなり 距離があって、利用者は、かなり、大変御不便をおかけしていると思います。それで、課内においても担 当課長とも現地を調査をいたしまして、検討いたしました。

まず、言われたとおり、上り松の周囲の道路状況から上り松の集落のほうに国道10号からバスを乗り入れるために、上り松踏切からの道しかないように考えられます。このときに、国道10号から上り松踏切を通っていく道路は、幅員が4メーター前後で1車線の道路であります。そこで、バス路線の変更を行う場合は警察協議等が必要になっておりまして、警察協議を行う場合は、通常警察のほうから安全確保の観点から踏切の待ち時間とか離合時間等を考慮した安全な余裕のあるダイヤを設定するようにという指導をいただいております。このため、国道10号の運行路線を上り松集落のほうに入るということになりますと、その分のダイヤの時間をとることになりますんで、運行時間を確保するために今の車両、今1車で運行しておりますが、1車ではちょっと厳しいかなと。もしくは、1車で行う場合は便数を少し調整して減らす必要が生じるんではないかということで、その対策で課のほうでもちょっと苦慮しております。

それと、あわせまして、町内のコミュニティーバスの路線については、原則として国道、県道、あと集落間の幹線町道を通っておりまして、途中で集落内に乗り入れるという形の運行は基本的には入っておりません。それで、そういうことで、乗り入れてないほかの地域との均衡性等の面からも、ちょっと検討が必要ではないかと考えます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 先ほど、通学道路の件がございました。これが完成すれば、国道に出らなくって、 福間からまっすぐ上り松を通って、集落には入らないにしても踏切の手前で乗車ができるような形は可能 じゃないかなと考えておりますんで。そこのところを今課長補佐が言ったように、諸般の事情がございます んで、道路の完成までちょっと待っていたい。そうすれば、国道を通らなくていい路線になると思います。

逆に、今度は国道にとまらなければ国道周辺の人の了解もとらなきゃいかんという問題もございますし、 非常にこれ難しい状況なんです。これ、一たん今停留所を決めておれば、そこのコンセンサスをとりながら やっていくということがございますんで、この道路の完成と一緒にちょっと考えていけばどうかなと思ってお ります。

議長(田村 兼光君) 塩田君。

議員(9番 塩田 文男君) 結果、できないような話だったんですけど。路線の時間というのは、中に入って1周される時間にしても、そんなに、5分ずれるかなというような感じだと思います。

それから、警察のほうに安全確保云々という話。10号線から踏切まで4メーター車線でという話でありましたけど、わずか20メーターぐらいしかないんです、その地間が。これ、警察の方に説得できませんか、20メーター。

それで、町長言われた、今、福間の道ができれば、数年先の話じゃないですか。何年かかかる。この運行バスっていうのはだれが乗ってるのかと。運行バス、お年寄りの、お車の持たない方たちが乗ってる中で、あの道ができたらとか、そんなもうなくなってるからさようならみたいな話をしてもだめなんです。今、できるじゃないかと、20メーターです。その線路、10号線のとこ。

これは、上り松地区出してますよね、踏切の拡幅の要望を、町長、以前。自治会長と僕行ったら、町長室 入ったらおごられましたけど。あそこしかないんです。反対側、石堂のほうに行ったら朝は通行どめなんで す、時間帯で。そのまま湊の線路まで出るか、この朝ラッシュで車が皆出れないという形で要望も出てま す。それもさてながらの話の中なんですけども。

せめて、渡れば、中は十分広いんです。目の前、もうバスが来てるか、向こうが来るか目の前でわかるんです、相手の車とも。向こうに回れば1周できるんです、ゆっくり。Uターンせずにできるんです。たったその20メーターの距離ができないかできるか、それが説得できず、それが何を検討してもらってるのかがわかんないんで。もう全くコーナーで相手が見えん、合致あったら離合ができないとかいう状況ならわかります。離合もできる、わずか20メーター、相手が来るのも見える。もう一度検討するように考えていただきたいんですけど、どうですか。

議長(田村 兼光君) 副町長、八野君。

副町長(八野 紘海君) 副町長ですけど。

今、御意見は十分聞いております。ただ、今言うた上り松踏切をコミュニティーバスが上がるという。それ、 ちょっと、あれは幅は、コミュニティーバスが通るかどうかっていう、ちょっと私も詳しい現地を見ないとわか りません。多分、あの道路じゃ無理じゃなかろうかなと思っております。

ただ、上り松の集落の皆さんからの意見、要望っていうのは、町政懇談会等でしっかり聞いておりますので、今すぐということじゃなくて、企画と補佐が今検討してることをあわせて検討していきたいなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田君。

議員(9番 塩田 文男君) まじめに、真剣に検討をしていただきたいなと思います。コミュニティーバスが通るか通らないか、これについては、石堂は拡幅で道路で工事をここ何年か続けてやってもらっております。そこでクレーム来たのがダンプです。あの側道をダンプ通るし、あの踏切、また湊のほうからの搬入口だったのが、あの細い道を入ってダンプが入ってくるということで、道が壊れたと何とかいうことも多々ありました。あの線路の横の側道に10トンダンプが入ってきてたんです。これは、地域でそのたびに出てる。だから、あの踏切渡るか渡らないか、渡れます。真剣に、ほんとわずか、時間にしてもわずかなことです。こういったことなら、どうか真剣に取り組んで前向きに計画をしていただきたいなと思います。

それでは、次に入ります。駅前開発と本庁舎についてという形で。

駅前開発は、もう歴代の首長の方がしてもなかなか前に進まない。私も駅前開発ということはずっと名前だけは聞くんですけども、なかなか実現をしておりません。駅前が非常に大事なんだという形の考えはわかりますけども。

まず、町長に、わかればですけども、この駅前開発の流れ、いつぐらいからこれやってこられたのかという形。今、現状の町長の今後の具体的な考えがあれば、同時にお願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 駅前開発ということで、確か平成3、4年のごろからこの話は来ております。2つの団体がございまして、駅前、今の商業ビルをつくって、駐車場をつくってという考え方の皆さんで、今コマーレの駐車場になっております。あそこに、本来なら立体型の駐車場とそれから商店街をつくろうという駅前開発協議会、ちょっと名前は忘れたんですけど。もう一つは、駅前開発推進協議会という、この2つの団体がちょっと競合するような形でだめになったと。そのうちに、駅前開発、もうほんとに1,000万近い金を使って、よそに研修へ行ったり、補助金を事務費に充てたりということで1,000万円近い町費を使ってなかなかできないという形になっておりまして、非常に難しい。今では、この協議会は既にもう解散しました。今度、逆に、この協議会の中で反対派、賛成派というふうなことで、もうほんとに意見が合わないという形になりまして、今解散してしまったということで。今の駅前を開発するためには、もう道路の拡幅して何軒かを移転してもらうと、そういう形しかなれないような状況でございます。区画整理どころは全くできないというふうな形になっておりますし、できればもう駅裏のほうを開発するかという考え方も出てきております。

そして、都市計画道路というのは、今の駅から国道までの分が都市計画道路になって、国道を過ぎて旧

国道までですか、それから裏は安長寺線ということで、駅裏から道路を新設するという都市計画街路の構想もございます。

そういう形の中で、いつかはやっぱりちゃんとしなければという形になるんですけど、なかなかやっぱり 財政事情悪うございましたし。

それから、もう一つは、築城の駅前もございます。築城の駅前はある程度きれいな形で区画がなされておる状況でございますけど、まだまだやっぱり開発の形は必要だろうと。しかし、何分にしても、地域の住民がこれをやろうという形になってもらわなければ、この問題はできないと。これはもう圃場整備と一緒です。なかなかそういう気持ちの醸成というのをつくっておったんですけど、なかなかそうはいかないという状況で。そしたら、新たに、こういう話も出ており、もう駅を築城、椎田まとめて1本つくって、庁舎をそこに持ってこいと。そういうふうな話も出てきておりますし。そういう問題、ちょっと非常に難しい問題ですけれど、今の2つの駅を中心に商業地区をつくっていくという形は、私は、もうこれしかできないんじゃないかなと思っておりますし。

とにかく、何とかしてやりたいんだけれども、今商業が疲弊しておるという状況もございまして、なかなかやっぱり商業者もやろう、地域住民もやろうと、そういう気構えにはなってないというのは現状でございます。

議長(田村 兼光君) 塩田君。

議員(9番 塩田 文男君) 町長の現状の話はわかりました。駅前開発も解散されたというのもわかりました。

財政も厳しいしなかなか地域のまとまりもないという形の中で、町長の考え、町長の今後のこの構想について、駅前どうするのかと。町長の個人の構想、考え、どうなってほしい、どうなっていく、どうしたいというものをちょっとお尋ねします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) できれば、まずはやっぱりインフラを整備しなきゃいかんだろうということで、もう下水道は今取りかかりました。後は、やっぱり道路、これやっぱりちゃんとした形で都市計画街路を整備していくという。

それと、あと築上西高が駅裏にございます。だから、駅裏から乗車できるような、一つシステムをつくっていくと。そうすれば、どうなるのかとなるんですけど、これはJRとの協議もございます。ほとんどJRの分は町が負担しなければならないシステムになっておりますし、JRの負担は全くございません。JRのことをしようとしても。そういう形の中で、できれば駅裏から乗車ができるように、そして先ほど申した安長寺線の道路を確立。それから、もう一つは、高校通り線という都市計画街路も一応予定をしておりますし、そういう形の中で、基本的には道路をやりながら自然的に築上町の椎田駅の両方、前後ろを快適な住空間に持っていくということ。できれば、商業もほんとはまとまって、僕は、いただきたいと思ってるけど、なかなかまだ

今のとこ、後継者の問題とかいろんな問題抱えて、そこまで踏ん切れないのが状況でございます。 議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) まだ、町長、余り思いがあれなんですけど。ここの駅前開発と本庁舎についてというのは、これあくまでも僕も構想です。もう、次の耐震云々というのはもうちょっと外しましょう。

駅前開発、駅前というのは駅前周辺の方たちのやっぱりいろんな意見、同意踏まえて考えていかなくてはいけないことなんですけども。しかしながら、町全体として町民が駅を使うわけで。そういったところからの大きい目で駅前開発という形なんです。これ、例えば、この本庁舎ももう耐震からすれば、もう耐震年数も外れて、万が一震災来れば非常に危険だという形で。

私なりの構想が、私も構想ちょっと一つ述べたいんですけども。

先ほど町長言われたように、庁舎と駅を一緒にするというような、合同というかつなげればいいわけであって。椎田駅をずらしてもいいんじゃないかなと、僕はそういうふうな考えを持ってます。ずらせば、役場の建てかえと同時に駅も駅前裏も使えるし、場所的にもものすご〈変化をするんじゃないかなと。そういうような考えを持ってますけども、それはあ〈までも構想であって、町長もそれぐらいの、何かバンとするような考えはないのか。

先ほど、駅裏の西高からの乗り入れができると。これは駅前開発のときの案でもう入ってるんです。駅裏開発というのも。だから、そういったやるかやらないかというとこなんですけど、そういう構想を持って。厳しいって言ったらもうそれで終わってしまうんです。いつも厳しいできたんですけど。そういう構想でやるかやらないかっていうような考えが、ぜひ持っていただきたいんですが。これは、もう4番については、あくまでも構想なんで、そういった考えがあってしかりじゃないかなと。1,000万使って何十年、約20年ですか、平成3年からって。20年かかって地域の方のまとまりがとれなかったと。もういい加減、それはそれでいいんじゃないかと思うんです、私も。そうすれば、例えばこういう大きな構想を掲げていくことが、私は大事じゃないかなと。それに答弁要りませんけども、町長のそういった大きな考えっていうのはないのかなと思って質問したわけですが。この4番については外していきたいなと思います。

次に行きます。液肥施設について。

これは、築城地区に液肥をやらないと聞くがという形で。優しい言葉で書いてますけども、いろいろ聞いたら、もう切りがないぐらいよく聞いたもんですから、ちょっとこの場で質問をしたいと思います。

「築城のもんには売って〈れん」とか、「築城が言うたってお前、〈れん」とか、「椎田は築城のもんには売られん」ち言われたとか、だれが言ったとか、どこでどうした、だれがどうのということは、もうここで言ったってこれは仕方がないことです。かなり、内容としては厳しい内容でした。

担当課長の方にお尋ねをしたいと思います。この今ある築上町の液肥施設ですけども、これは椎田地区限定なんですか。それとも築城地区にでも売ることは問題ない。どちらでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ちょっと、いろんな誤解があるようでございますけど、椎田にも、人にもこの液肥は、 ある条件が整わなければ売りません。

というのは、液肥というものはやっぱり散布車を動かさなければなりません。だから、5町分、5へクタール、連坦もしくは連坦に近い形で作業ができるような圃場もまとめないと町は散布にいきませんと、この条件がございます。これをクリアしないとという形になれば、当然築城にはまとまりがあれば行くんですけれど、行かないという形になりますし。

それで、個人でこの液肥をちゃんと買いに来る人は、それは分けてあげます。それは、そういうシステムになっております。だから、合併した以上、町民であれば椎田、築城の隔てはしません。そして、もし、築城のほうでたくさん使うという形になれば、今は築城のくみ取りも、これは液肥にしてもやぶさかではないということで、各それぞれの人に会うたびに、私は皆さんどうですか、施設つくろうやないかと、こういうふうな話もしておりますけど、なかなかやっぱりそこまでは行き着いてないと。個人的にほしいという形の方では、旧椎田の人もあげませんし町は持っていきませんし、散布は自分でしてもらいますよという形になるんです。

そういう形で、非常に、一応使う広さに制限があるということで御理解をしていただいて、もしそういうふう に聞かれたときはそういうふうに御答弁願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 築城地区、椎田地区隔てはしないという形で、今町長言われた5へクタール、いろんな内容説明されましたけども、築城地区には売ってくれない、築城のもんには売らないということは、恐らく液肥をくださいと申し込んだときに、そういう話は担当窓口のほうでもされてると思うんです。今、町長の言われた概要でいえば話は少し食い違うわけで。それは、町長言ったことは全部了解の上で築城の方も申し込んでるんじゃないかなと思うんです。じゃあ、そこ今違うちゅうたんでちょっとそれを聞きましょう。議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) もう一つちょっと言い忘れましたけど、今、液肥が非常に足りないんです。使う面積が多くて。一応、利用者協議会で調整をやってお互い仲よくやってもらうという形の中で、まずやっぱり使う意思があればこの利用者協議会の中に加入をしてもらうと、そういう必要が出てくるんではなかろうかなとこのように考えております。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) わかりました。それじゃ、それすべて今話したことが、全部築城の方は問題 視して、無視して言われるから持っていけないという状況になるんですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いや、無視やないけれども、一人で自分の家に持ってきて使いたいけ持ってきてくれという形では行けませんと、これを理解してもらいたいと思います。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 町長、それは、築城の方もそこまでそういうルール、液肥に対しての5へクタールとか、今言う協議会に入ってほしいとか、そういったのは全部説明を受けて話を聞けば、売ってくれんとかそういうことは言わないと思うんです。

実際に、結構何件も聞くから言ったんでしょう、実際に売らないみたいな話も。でも、それを言っても仕方ないんですけども。そういう条件の中で、条件があれば、その条件に沿って申し込みをしてると思うんです。 町長、何か違うみたいに、それ知ってるなら全部言ってください、詳しく。

議長(田村 兼光君) 産業課長、中野君。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。

塩田議員も事情はもう御存じと思いますけども、現状は、年間生産量は約9,000トンぐらいです。それを延べ230ヘクタールに現状として配布しております。液肥利用者協議会の会員の方の散布の希望面積っていうのはもっと大き〈上回っておりまして、御希望の50%から70%の量しか現状では散布できておりません。そういうことから、築城のほうも町長は分け隔でな〈っていうことは言われましたけど、築城のほうまでクローラーを台車に載せて運んだり、バキュームカーで輸送して散布するっていうことになりますと、現在の4人の体制では効率性とか生産量の問題とかそういった面で無理な面があるということで、申し込みがあった時点でもう担当がお断りしてるというのが現状でございます。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 今、クローラー、運ぶと、僕は運搬費ですか、これは担当課のほうから言われたんですが、運搬費がかかると。運搬費が一番かかるっていう形で、なかなかその辺、そういった費用を町が出すのかだれが出すのかみたいなところを言われたこともあるんですけども。運搬費が1万円かかるなら、それを考えるのは担当課で考えていただきたいです。1万円の運搬費については。ただ、築城のもんに売らないとかどうのとかいう言葉が非常に聞きづらい言い方が出てきます。だから、中身は余り詳しく5ヘクタールどうのとか言ってるわけじゃないんです。ただ、だれかがそういうふうな形で言ってるんです、どこかで。

こういう条件の中ですれば運搬費がかかって、4人の体制じゃできないって、今じゃあ築上町だったら運搬費4人でできてるのが、なぜ築城ならできないのかっていうふうになるんです、これ。運搬費が1万円かかって、その1万円がとかいう話も聞きました。これ、窓口が言いました、そういうことを。だから、その1万円のことは窓口で考えればいいじゃないですか。どうしようって。これは負担してもらおうか半分出そうかと。距離によって、もっと山間部に行けば必ずかかるんです、運搬費が。それは考えればいいわけです、自分たちで。

それはそれとして、そういった築城地区には売らないと、お断りするという。今、お断りするって言ったでしょう。そういうようなことを、だから条件に合ってこうすれば、運搬費はこういう形で負担になりますよとい

う形で、全地区、足りない分は仕方ないです、し尿が足りない分は。その中で、そういう築城地区には売らないみたいなそんなことのならないような対処をするべきだと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 実際販売してないんで、売らないという短絡的な形で説明不足のところもあるかもわかりません。 ちゃんと今度、説明を産業課のほうにさせるように徹底しますし。

それから、もし旧築城のほうで利用が多くあれば、利用調査も産業課やって、多分営農組合じゃないとこれは消化し切れないと思います。5へクタールまとまってという形になりますんで。散布車が、基本的には自走をほとんどできないような状態でございますし、長距離は。だから、そういう形の中では、やはり5へクタールは必ずまとまると、同じ場所に。道路を横断するぐらいのことはいいと思うんですけれど、道路上をずっと長い距離運行するちゅうことは難しゅうございますし。そういう形で要件がそろえば、私は築城のほうにも液肥を入れて、工場のいわゆる発酵槽を増設して貯留槽を築城につくれば、そこから持っていくという形のことをしたいんで、営農組合の方には言っているけど、なかなかやっぱり需要はないと。そういうとこまで行ってないということで。もし、そういう使うという気を出してもらえば、またすぐに発酵槽を増設してそして貯留槽も増設をしてまいります。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 徹底した、誤解のないように。条件は条件として、例えば運搬時にかかる、その誤解のないように皆さんにちゃんとした説明をぜひやっていただきたいなと思います。

今、町長、また築城につくるとかいうことをこの前も言ってましたけども、そういうつくるのもいいですけど、 先の話よりも今のこのここができてないで、幾らつくっても、今度はまたつくったが上に築城にもやらない みたいなことを言いだしかねないんで、そういうもう先の話よりも今のことを対処していっていただきたいな と思います。

それから、次に、中国への液肥施設の技術提供の流れと現状はということなんですけども。

これは、今のうちの液肥施設が視察に来られてよかったという形で、そういう広報でも出てましたけども21年8月と21年9月に金壇市ですか、中国、黒竜江省というんですか、友好交流都市協定終結という形でこういうことをやられております。

以前、いろいろと見たんですけども、これ実際どうなのかというのは詳しくわからないんで、ここに至った 経緯と現在どのようになってるのか、お尋ねしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 産業課長補佐、田村君。

産業課長補佐(田村 啓二君) 産業課の課長補佐の田村でございます。ただいまの質問についてお答えをいたします。

経緯につきましては、平成22年1月に江蘇省金壇市の猿副市長以下6名の方が築上町の液肥施設を 視察におみえになりました。その時点で、金壇市では養豚場のメタン発酵、いわゆる嫌気性発酵後に出る 消化液肥を取り扱いについて非常に困っているので、築上町で液肥を利用している技術について支援を願えないかというふうな申し出がございました。それについているいる議論をいたしまして、大学の協力を得まして、2月の後半に現地に赴きました。2月と3月に。そこで現地の様子を拝見をさしていただいて、いるいる議論をさしていただいております。

その中で、当時の現状といたしましては、豚の養豚場から発生をいたしますふんと尿をメタン発酵いたしました消化液肥を河川に投棄してるという現状がございまして、非常に環境的にもよくないと。水質汚濁それから臭気の問題もございまして、これを何とか肥料として利用したいというふうなことの話し合いになり現状を見てまいりました。

その中でいるいる議論をいたしまして、では築上町といたしまして、液肥の利用に関して現地でやることに対して支援をいたしましょうということで、8月の時点で金壇市との間で、循環型農業推進友好協定書というのを築上町との間で締結をいたしました。そういう液肥の支援を行いますという内容でございます。

しかし、これを実現をするということで、資金がございませんので、町としての資金というよりは国の支援を求めたいということで、9月28日にJICA、国の国際協力機構でございますが、その中に草の根技術協力事業というのがございます。いろんな事業ございますが、これは自治体間同士のそういう協力事業に対しまして支援をするという事業でございます。草の根協力事業の中の地域提案型という事業に応募をいたしました。それについて、応募いたしますと、その年の12月に九州JICAの九州国際センターから採択の通知がございました。

それ以降、この事業の計画に基づきまして22年度の6月に金壇市に訪問いたしまして、養豚場から発生する消化液肥を養豚場のすぐ近くにあります農地で試験栽培を開始をいたしております。その際に、我々も現地に赴きまして、液肥の流し込みが、私どものような町の散布機械がつくれませんので、元肥から流し込み、要するに水路に液肥を流し込んで元肥として使うという方法と。それから7月には、同じく穂肥といたしまして流し込みをやるということで、化成肥料とこの液肥の試験を行っております。

面積といたしましては、両方合わせて約20アール程度でございます。その年の秋に収穫をいたしまして、 化成肥料のほうは普通どおりでございますけど、約、比較いたしまして10アール当たり80キロの増収で ございました。

そういうことがございまして、引き続きこの事業は2年間という計画でございましたので、本年度も引き続きしております。22年12月に金壇市のほうから6名訪問をして現地の調査も行っていただいております。

長〈なりますが、23年1月にこの金壇市の薛埠鎮中心小学校に赴きまして、5年生にこの地元で使っている液肥でお米づくりをした経過について子供たちにお話しをしました。いわゆる日本でいう循環授業でございます。

さらに、本年度、23年度につきましては、同じように面積を拡大をいたしまして、中国の面積でいきますと200ムーという面積の単位がございますが、そこまで拡大を地元でしたいということでございましたので、

その支援を行っております。200ムーというのを日本の面積に直しますと約16ヘクタールでございます。 それに元肥と穂肥、同じように使った液肥は同じ液肥でございます。

本年もう収穫をいたしまして、昨年度同様まだ80キロまでございませんが、ちょっと面積がふえた関係もありますと、平均でいうと40キロ程度の増収でしたという報告が現地より届いております。

したがって、年度当初から申し上げますと、約2反から1年後には16へクタールまで現地での豚ふん消化液肥を使った稲作が拡大をしたということで、少し現地での利用の方法について拡大をしたというのが経緯でございます。

既に、現地では22年度の秋、こちらで言う麦についても同じように200ムーの水田で麦の追肥として利用もしていただいておりまして、現地での液肥の使い方、使う面積、量が少しずつふえてきております。

最後の、現状でございますか、御質問の点について経過と並びに内容を申し上げると、施設に関する直接的な技術供与はこのJICA事業の対象でございませんので、いわゆるソフト事業だけですので、施設に関する技術供与あるいは支援というものは直接はございません。

それから、現状はどうなっとるかということでございますが、先ほども申し上げましたように23年度事業で終了でございますので、最後の事業といたしまして江蘇省の農業委員会より、日本で言えば県に当たるところでございますが、この金壇市における液肥技術につきまして省の開催をいたします第13回江蘇省農業博覧会の中で、いわゆる日本的に言いますと、分科会を設けるのでそこで報告をしてほしいという依頼がございまして、9月24日に現地で、揚州市というのがございますが、そこで江蘇省第13回農業博覧会の中でセッション会場を設けていただきまして、金壇市におけるこの2年間の豚ふんの消化液肥を使った稲作事業について江蘇省の関係者の皆さん、これは省内でございますので、報告をしているとこでございます。

事業といたしましてはこれで終了でございます。2年間ですので、本年度、事業の内容としては、この江 蘇省での報告で大きな事業としては終了でございます。現状については以上でございます。

以上、御説明を終わります。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 長々とありがとうございました。

うちは液肥をどこかでつくってあげてる事業をやってるようにも聞こえたんですが、養豚とかいう形で、うちの液肥施設のバイオマス構想で養豚云々の事業ありましたよね。実際うちはやられてないです。そこまで行き着いてないです。生ごみ処理の分とかも全部そうですけども。だから、今、養豚云々ということで、大体、町長、はっきり言いますけど、これは確かにこういう協力、協定、いろんな支援、これも大事でしょう、海外についても。だけど、どういう意味があるんですか、築上町に対して。それから、実際に向こうに施設が、そういったのが立ち上げたのか。そしてJICAの支援は幾ら出たのか。JICAの技術何とかは出ませんという。これは、ただの旅費を、そういう経費がとっただけにも聞こえるんですけども。

海外とのこういう交流事業、交流ですから利益は求めなくてもいいんですけども、農業推進という形で友 好協定、これに対して当町は何の利益をもたらしてるんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今は、直接的には築上町の利益はありません。これは、しかし交流をすることによって、今すぐというわけにはいかないかもわからんけれども、築上町の農産物が中国で消費されるような形になる。経済交流といいますかそういうとこまで一応やろうやという話で向こうからも話が来ておりますし、できればこっちからもそういう話に持っていきたいということで今考えておるところでございますし。とにかく、お隣の中国と仲よくやっていくという一つの。その中から経済的なもんも生まれてくるであろうという、また生まれさせなければいけないと、このように考えております。そしたら、また中国からの物もこっちに直接入ってくるという形になれば、うちの町民に潤いが出てくると、このように考えておりますので。今すぐの効果というのはなくて先の長い話で、10年、20年という形のつき合いを私はやっていくべきだろうと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 済いません、JICAの支援は幾ら出たんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村補佐。

産業課長補佐(田村 啓二君) ええ......。

議長(田村 兼光君) ぱっと用件だけ、さっと言わんにゃ。

産業課長補佐(田村 啓二君) 2年間で総額で1,700万でございます。メインとしてはほとんど旅費でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) これは、もう改めてちょっと質問また出さしてもらいますが、時間がない都合 上。

町長、実は、こういう交流事業とか例えば姉妹都市とかいろんなことありますけど。姉妹都市になれば同じ規模同士の交流という形で、これ豊前市が産業交流をやってます。そういう形になれば、お互いの利益、 五分五分の利益をやはりどっかに求めていかないといけない。

これ、農業推進とかいう形で、今町長、10年、20年の長いスパンで、いずれそのときに来ればまた今度 は向こうからというようなそういう長いつき合いとか言われてましたけど。やはり、これ税金使ってやってい る以上、そんな目的もばらばらみたいな、やはり同じ交流事業とはいえ目的を持って、お互い農業、これ は液肥なんです。液肥がスタートなんです。これ、もっと話を崩せばメーカーを紹介すれば終わったような 話でもあるんですけども、うちの職員が1,700万使ってそれを、まだ残ってるでしょうけど行き来して、長い 形で、こういう形でって。その最終目的がないのなら、税金を使って行ってるんです。町長が言うように、 5年、10年の長いおつき合いというのは個人的にやればいいんです。こういう形で、目的、目標を定められてなくて、いずれうちにも、これは利益じゃないです。うちに対して何があるのかと。向こうにしてあげる。これは汚い言い方をしてるようですけども、これ当たり前なんです、この交流事業ちゅうのは。お互いにそういったメリットをつくろうと。メリットがつくれなかったら、事業やっちゃいけないんです。1,700万借りたわけですから、事業をやる以上はメリットをつくるんです、みんな。それは長いスパン、50年かかってもいいです。でも、目的というこういうメリットがあるんだって、築上町に対して。そういったものがないように聞こえてます。ないものは、事業やっちゃいけないんです。お友達になろうと、お友達なら自分が勝手になってくれりゃいいじゃないですか、町長が一人で。

だから、町を挙げて税金使ってるんです。いや、お友達でもお友達になろうでもいいんです。だけど、目的を達成できん、目的がないものに対して、いいですか、これは税金だから言うんです。個人、町長たちの皆個人のお金で行きよるんなら別に何も言いませんけど、町の事業として補助を受けてやる以上、その目的が定められなかったらやっちゃいけないと思うんです。どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 塩田議員、JICAとせいしてるのが、これは国際協力をやるという形で国からJICAに補助金が出て、それでそれをやろうというところに補助金が出てくるわけです。そういう形の中で1,700万全部うちの町が使ったわけじゃございません。今、田村が全体的な話で言ったとおり、九州大学がやっぱりこの事業に相当参画しておりまして、それと民間の環境ソリューションというところが一緒に、築上町と3者でやっておるということでございまして。

この中で、先ほど言うたように、これはもう一応今協定も行ってるんです、実際は。国際交流という形の中で、農業分野それからいわゆるスポーツとかそういう協定は金壇市と行っております。これを今からいかに進めていくかという形の中で、農業分野であれば経済交流という形もこの中に加えられておりますんで。これに、これ昨年協定を結びました。これをやっぱり、今ようや〈種をまいたんで、実を咲かせるような形にしなきゃいかんと。そういう形になれば、築上町の農産物を向こうに直接とってもらえるようにという形になれば一番いいということで、お互い物々交換でもいいんじゃないかというふうなことも今から話をしていかなきゃいかんと。こういう状況でございますんで、一つのきっかけがJICAの国際協力の補助金の中でできたというふうに理解をしていただけて、今後はやっぱりこういう形の中で、金壇市との交流を長年続けていくということで、この中で少しずつ実を結ばしていくというのが私は大事じゃないかなと思っております。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 時間がないんであれなんですけど。それじゃあ、最後に簡単に言います。

23年度の事業、来年まであるということだったんですが、この事業に対しての大体一連の流れ、そういう目的、事業計画を一度資料として上げていただきたいなと思います。もうちょっとそれについては時間が

ないんで、また改めて質問に入っていきたいと思います。

ちょっと最後次に行きたいと思います。

ビラパラ、前回もしくは前々回、町長、ビラパラのことで、都会から人を呼んで健康対策、セラピー構想という形で。以前は、セラピー構想をもう町長言い出して数年かかるわけですけども。セラピー構想をどんなものかという形で、僕もちょっと真剣にいろいろ調べてみましたら、非常にすばらしい、これがビラパラに認定されるかどうかわかりませんけども。その認定されるがための指示を出されていたと思うんですが、いつも担当課に言ってるけどしないという形なんですが。実際、これを認定とれるとれんは別として、事業計画的なものをやるのかやらないのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 基本的には、早く、僕はやりなさいということで指示出してるけど、なかなかやっぱり動き出さないと。セラピーは、国から認定とか何とか私は要らないと思います。自分たちで考えて、これをPRして、いわゆる健康対策を試行する皆さんがここに集まるという形のもので、これは独自にやっても私は十分。国のそういう認定を受けるとか受けないとか、そういうのは私は問題じゃないと。とにかくビラパラという宿泊施設があるんで、そして研修所もあるということで、森の博物館という研修施設もございます。そこで午前中は勉強して、昼からは自由に散策してもらうなりいろんな形で体験をしてもらうと。そういうことが早くできればいいということで指示は出してるけどなかなか動きがないんで、今度動かせるようにします。

議長(田村 兼光君) 塩田君。

議員(9番 塩田 文男君) なかなかって言って数年かかってるんで、町長やったらどうですか、担当として。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 僕はやるわけないです。僕は指示出すだけです。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 町長が指示を出す、それはわかってるんです、自分で。だから、指示出してるのに動かない。やっぱりリーダーがそういう後ろ姿を見せない理由なんです。だから町長がやらないから、やる気がないからやらないんです。

聞くところによると、事業計画出しても、町長、お金ないで断れたという話も聞いたことありますけど、それもそこまで言うつもりはないですけども。やらないならやらせるという形で、いつやるのかという。もう一回聞きます、最後。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いつという形では今言われても、それはすぐ返事はできないけど、早急にやっぱり 事業計画を僕は産業課それからサンコー、これに私はつくらせるということで約束はします。 議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) サンコーがつ〈るんですか、サンコーが事業計画やるんですか。サンコーは 委託された指定管理者じゃないんですか。サンコーが事業計画つ〈るんですか。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 国見の森は指定管理でサンコーにしておるんで、それは当然向こうが運営もやっておりますんで、それをさせるということで。そういう形の中で、調整も要る必要もありますけど、とにかく産業課が主体でサンコーにそういう一つの形で持っていくと。サンコーができなけりゃ引き上げます。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 町長、サンコーがするんじゃなくて、町が、産業課が窓口となって事業計画を やると。その中で指定管理を受けておるところに請け負いさせる。向こうは請け負いで事業するところじゃ ないんで、請け負いをさせるという形で、ぜひ、もうこのやると言ったものについては。認定とれれば一番 いいことなんです。九州にまだ7カ所か8カ所しかないものなんですけども。それ、とれるようにやっていた だきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

議長(田村 兼光君) 御苦労さん。

.....

議長(田村 兼光君) それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は午後1時からとします。

午前11時58分休憩

.....

#### 午後1時00分再開

議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番目に、7番、吉元成一議員。

議員(7番 吉元 成一君) じゃあ、始めていきたいと思います。

1番目の質問の旧蔵内邸についてということで、検討委員会等を開いてずっと利用方法とか活用の仕方とかいろいろやってきて、ようや〈一般公開もされました。募集して。今後、蔵内邸を、善意の1億円の寄附をいただきまして、築上町の持ち物として今後管理してい〈上、またどのように蔵内邸を広めてい〈かと。世間の皆さんに利用してもらうかということについてお伺いしたいと思いますが。

まずは、ただ見てもらうだけじゃだめだと思います。年間にかかる経費等もありますので、蔵内邸を活用する検討委員会で検討した結果、どういう段取りで蔵内邸を今後活用していくかとか、いつごろからそういった方向で皆さんに公開するかと。特定の人を今集めてやってますけれども、市民の皆さんに見てもらうと。その中で、計画が立てられたと思いますので、その点について課長のほうから答弁願います。

議長(田村 兼光君) 商工課長、久保君。

商工課長(久保 和明君) 蔵内邸の関係でございますが、ことし6月13日に旧蔵内邸活用検討委員会によって報告書の答申を受けました。その報告書の主な内容につきましては、「近代和風建築物の持つ厳かさ、凛とした雰囲気のイメージづけ」ということと、庭につきましては、「四季を感じる、そういった庭園の創出」、それに「共通デザイン化による関連商品、グッズの開発、旧蔵内邸を軸とした町内観光資源との連携の検討」という形で全体計画的な答申をいただいております。この答申を受けまして、今年度から平成24年度にかけて実施計画を作成して、一般公開向けにつなげていく予定でございます。

現在、報告書に基づ〈邸内のデザインあるいは飾りつけ、サイン計画等の策定を今年度に行うという形で進めております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 24年度実施計画と、それからぼちぼち本格的に蔵内邸を立ち上げてやりますよということですが、24年に実施をする計画、予定の取り組みを今してる段階だと思いますが、蔵内邸購入時から蔵内邸にかかる年間の経費を執行部なりの試算の出し方。例えば、年間何人が来客して入場料を幾らとる、こういったことをしてましたが、当時の計画どおりに行くと思いますか。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

商工課長(久保 和明君) ことし6月に町民の方を対象に、それと11月に町外の方を含めて見学会を開催して、5日間で660名の参加がございまして。その中で、見学者がどういう目的を持って今回の見学に参加したのかとかいうそういった意見などをアンケートでいただきましたので、それを分析しながら今後の整備と活用に役立てていきたいと考えております。

それで、当然一般公開の折には有料でするわけですが、その入館料を支払って何度も繰り返し来ていただけるような入場者をどう求めていくかというのが最大の課題だと思っております。一般公開に向けて 蔵内邸を魅力ある施設にしていって、今後1年間で検討準備を進めていきたいと思ってます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 課長、今、入場料をいただいてと、何百円かいただくんでしょう。入場料をいただいて何回でも入場料を払ってでも見学に来るというような人を多く集めたいと。そういったものが、入場料を何回払ってでも来たいというような施設の管理運営をしたいということはわかるんですが、実質的にそれ可能ですか。

というのは、新聞等で、無料で見学した人で、建築物とかああいった趣味のある方が「すばらしいものを見せていただいた」と、「大いにこれを広めたい」というようなことを言ってますけれども、団子は好きやけどモチは好かんちゅう人もおるんです、世の中には。わかります?建築物に全〈興味のない人もいます。文化財に興味のない人もいます。年間、町民の血税を使って、もう金額は言いませんけれども、当初の計画でもうほかの議員さんみんな知ってますんで。それだけのものを出して、それが町長が言われる「これ以上は出しません」と言った金額があります。町の持ち出しはこれ以上出しませんと。その範囲でおさまる

と思いますか、今の状態で。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

商工課長(久保 和明君) 今後の運営につきましては、一応委託先として検討していただいておりまして、アンケートの内容を見ながらどういったものにするかという形で進めております。

その中で、なるべく町の経費が持ち出さないような形で運営をしていきたいと考えてます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 今、委託と言いましたけど、何を委託するんですか。どこに。

議長(田村 兼光君) 久保君。

議員(7番 吉元 成一君) 計画では。

議長(田村 兼光君) 慌てんでいいけ、はっきりしゃんとしたこと言わんにゃ。

商工課長(久保 和明君) 商工課、久保です。

今回の答申に沿いまして。サイン、ロゴマーク、物産館の特産品の販売物それとガイドブック、ポスター等のそういった形の委託。それと、玄関、庭園のイメージづくりに向けましてその......。

議員(7番 吉元 成一君) 課長、もうわかりました。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 私が言った委託は、管理委託をどこかにお願いをするんかなというふうに思ったわけです。おた〈のいうサインとかそういうものをつ〈るというのを委託という言い方に聞こえなかったもんですから、何を委託するんですかと言ったわけで。

蔵内邸を購入するに当たっては、いい悪いとはっきりした意見があった。それで、今、いわゆる持ち出しがなるべく少なくなるように努力したいしそういう取り組みをしていきたいって、その心意気は買うんですけれども、実質それができるかって非常に難しいじゃないかと。

じゃあ、年間の経費はちょっとこっちに置いて、蔵内邸が、皆さんがどこからでも集まってきて見学できて利用できるような施設になるためには、執行部が考える値段でどれだけの経費をかけたら、集まりやすいようなものになるかという計算はできてますか。いや、できてないならないんでいいです。

議長(田村 兼光君) 商工課、久保君。

商工課長(久保 和明君) 蔵内邸を購入する際の歳入歳出のそういう計算はありますが、現地点では具体的に運営するための経費等の歳入歳出はまだできておりません。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) じゅあ、24年度から実施するということを計画して、それに向けて取り組みをしているという割には全然進展性がないということなんですか。

待って〈ださい。全然進展性がないちゅうよりも24年の実施は不可能じゃないかと私は思うんですけど。 いわゆる駐車場の整備とかそういったもので集まってこれるような状態にできる。今の状態で蔵内邸を人 を寄せるという、集まるわけ何でもないと思うんです。せっかく購入したんですから、それが集められるようにするための費用が、頭の中で想像して大体どれぐらいかかるんだろうかなぐらいもわからないで事業を 実施してるんですか。それだけ、わからないはわからないでいいです。

議長(田村 兼光君) 久保君。

商工課長(久保 和明君) 商工課、久保です。

24年度から一般公開ではなくて、24年度に終了して25年度から一般公開ということで、今そのための 準備をやっているということです。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 1年しか変わらない、1年の間にできますか。1年の間にそれだけのことができますか。この金のない貧乏な築上町が。できます?まだまだいっぱいせないけんことた〈さん残ってるんです、町民の要望が。その中で蔵内邸を活用するため、寄附をいただいて町の持ち出しがない形で買い取らしてもらって寄附してもらったんですから、それを生かした活用をするためにはなるべ〈金のかからんような取り組みをせないかんと思うんですけど。しかし、最低限これだけはしとかんと人が集まってこれんだろうということも、まだ今から24年までに決めて、25年から本格的に実施しますとか。もう24年って、あっという間に24年たちますよ。もう私のほうから、町長じゃありませんから、こういう計画をし、思いがあるとか、ほかの議員さんが言ったようなことでいいませんけれど。

まずは、築上町のとりわけ築城地区だけを言うと、蔵内邸だけじゃなくているんな観光資源があるわけでしょう。そういったものと総合的な計画を持って、観光資源を有効に使えるような形を持っていかないと、場当たり的に蔵内邸だけを考えるから詰まるんです、回答に。でしょう。だけ、商工課の久保課長を責めてるわけじゃないんです。あなたはそこの立場の課長さんですからあなたに言わざるを得ないから言ってるんですけれども。まず、あと補佐とか係の人とかいろいるいますけど、あなたがずっと商工課長をするわけでも何でもないと思いますし、人ごとじゃないんです。皆さん、どなたが商工課長になるかわからないわけですから。やっぱり課長会等で町長や副町長あたりに執行部に対して、町長それはだめやけこうしてくれああしてくれというぐらいの、やっぱり要望をしていただきながら、ぜひ蔵内邸が寄附で買えてよかったなと言える日が一日も早く来るように努力してください。もうこれ以上言っても仕方がないと思いますんで。ひとつ、お願いします。

次の、学校現場の条件整備についてということで質問してますが。

これ、発議の中に条件整備の要望書が出てます。これで、どこを言ってるかと申しますと、でもこの要望書の中には、「新校舎と体育館の建設を」ちゅうのがあります。これ、築城中学なんですけど、こういうふうになってます。

こうなると統合問題を今話し合いを、教育長してますが、何年をめどに統合するのかしないのか。教育長が過去の質問に対して、「今の合併特例債があるうちにするべきだろう」と、「するなら、それが理想だろう」

ということを言ってましたけれども、現実として、今その取り組みはどこまで進んでいるかちゅうのもお伺い したいんですけど。

きょう雨が降ってます。教育課長の評判いいですから、教育課長、現場へ行って、築城中学の駐車場、玄関の横に車がいっぱい、先生の車がとまってますが、その奥に駐輪場があります。子供たちが乗ってきた自転車置き場が。そこの状態見てください。雨降ったら子供たちは濡れます、足が。何でか、水たまりがいっぱいあるんです。工事か何か来た人にちょっとならしてもらったけれど、完全にはなってないと。したら、どうかちゅうたら、校長に聞いたら、「駐車場の整備はちょっとそうしてもらったんですけど、お金をたくさんかけてしてもらってもほかのことで工事をお願いしたいことがいっぱいあるけ、それとかねてしてもらわないけんけ、我慢しとかないけんのですかね」というようなことやったんです。

やっぱり、保護者の方あたりから、「議員さん、たまには中学校見てください」と言われて、普通の日行ったもんですから、ああ穴ほげとるなと思ったけど雨がたまるとこ見てなかったんです。きょう、朝来るとき一般質問するから見てきました。行ってください。もう普通の靴履いとったらびっしょり濡れてしまいます。クラブ活動なんかして、ちょっともう5時過ぎたら今暗いでしょう。そしたら、水たまりの中飛び込みますよ。

先生方、教育課長もなかなか相談よく乗ってくれるからと、いい課長さんですから、ぜひ課長さんにもう 一回お願いしてくださいと言われてます。これ、皮肉やないです、ほんとです。一つ、現場見てますか、そ の現場。

議長(田村 兼光君) 教育課長、田中君。

学校教育課長(田中 哲君) 学校教育課、田中です。

議員さんのおっしゃるとおり、この一般質問にありまして、各学校現場回りいたしました。

ほかの学校につきましては、クラッシャラン、バラス、チップそういったもので敷き詰めをしておりまして、ある程度整備されておりましてよかったんですが、今言われてます駐輪場の先の部分までちょっと私目が届いてませんで、その部分だけは見落としたところがありますが。あと、築城中学の玄関の前庭についても、十分とは言えませんが、大体のとこのでこぼこの〈ぼみについてはクラッシャランで敷きならしてるというとこで現状把握しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) きょう、終わったら一緒に行きましょう。本当にできとうかどうか。してませんよ。車が通るもんで先生たちバックしたりするもんですから、全部また穴ほげたとこはほげとるんです。だけ、一般質問されるからちょっと見にいきましたんやなくて、常日ごろから机に着いとる間があったら、学校教育の、あなた責任者ですから、やっぱり学校回りぐらいをしてくれてもいいんじゃないかなと私は思うんです。そうでしょう。学校の校長や先生とかあるいは教育長とか教育委員だけが見りゃいいちゅうもんじゃないと思うんです。僕は。一番予算を抱えて一番判断しなければいけないのはあなたのとこなんです。そ

れで、田中課長なら相談に乗って〈れるだろうから言って〈れんやろうかと保護者の町民の方から言われたんです。

じゃけ、一つ、今後、もうこれから冬にかけてずっとこういう調子で雨降ったりしますんで、早急に、お金をたくさんかかることじゃないんですから、検討して、対応していただきたいとこういうふうに思います。

それで、教育長、これに絡んでの統合の問題ですけど、3分なら3分でもう切って答えてほしいんですけど。今、どういう状態で、それにかかわった議員さんとか町民やないとわからないと思うんです。すべてにおいてそうです。

町長、いろんな行事やってますけど、各課長にも言っておきます。学校、保育所とかそういう関係に関し ては厚生文教委員会の委員には行くんですけど、ほかの議員さんには案内も何も来んとです。したら、 「あなた来てなかったね」ち、いっつも言われるんです、議員さんは。公共の場でやる行事ごとに「顔を出し てなかったね」って。終わった後知って行きようがないんです。少なくとも議会事務局に行って連絡とってく ださいと。参加はできない人は仕方ないやないですか。そうしないと、議員さん方が議会以外は町民の参 加する行事に参加してないというようなとらえ方をされることあるし、終わった後、知らんやったぞという話 になる。それと同じで、こういった大事な学校を統合するような問題についても、やっぱり所管の議員さん 以外でもやっぱり町民から聞かれるわけですから。農業の問題でも聞かれます。役場の職員の中に過去 において僕は言われたことあるんです。僕は昔議長をしたときに、昔の話、昔議長とかいう話はよくないと 思いますけど、職員から、何か不満ないかって言ったら、「僕は、入ってからずっと建設畑」と、「税金のこと 聞かれても全くわからん」と。「職員として恥ずかしいから税務課に希望するからそれを頼んでみてくれん か」と言われたこともあるんです。だから、議員もそうなんです。やっぱり教育現場に強い人と建設現場に 強い人といろいろあると思うんです。金の面に強い人と、予算関係とかに。そういったことも含めて、やっ ばり町民の皆さんの代表として出ているんですから、やっぱり町で起きている、何かやっている事業等と か詳しく知る権利もある、知らなきゃいけないと。これが我々の立場だと思いますんで、できたら執行部、 教育長初め、きょうは教育長に言ってますけど、執行部の皆さんや議員さんに協力していただきたいと。こ ういうふうに思うんですが、教育長ちょっと説明お願します。統合の問題。

議長(田村 兼光君) 神教育長。

教育長(神 宗紀君) 中学校の統合については教育課が抱える一番大きな問題だというふうに認識しています。

2年半前に委員会から答申を受けました。そして、その結果を統合に向けてということで、ことしの6月6日に町長部局までに検討していただきたいと。今後の進め方等についても検討していただきたいということで、一応、今現在投げかけているところであります。これ、合併特例債を使えばあと4年しかありませんのでそう猶予がないというふうに言えると思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) ということで、町長、教育長は統合問題については、統合を合併特例債が使える範囲以内にするべきではなかろうかという意見ですが、町長はどういうお考えですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この中学の統合ということで、教育委員会の諮問した委員会では統合に向けてということで、教育委員会のほう答申もらってるということで報告は受けております。

がしかし、非常に私が聞くところでは、一般の町民、これは賛否両論ございます。築城の人でも今のまま残してくれ、椎田の人も今のまま残してくれと。こういう要望が多々あるわけです。非常に、統合という問題、これどちらかを選択しなきゃならんと思いますけど。特例債があるうちという形になれば、建てかえをいずれにしても早くやらないかんということで、統合しないって言っても、もう当然老朽化しております、両方とも。だから、その決断は早い時期に間に合うように出して、現状のまま2校建てるのか、1校でいくのかということで、経費的にいけば1校が一番私は安く済むと思うんですけれど。しかし、町民の皆様の意向もございますし、そこのとこもちょっと意見集約をしながら、最終的には結論出していきたいと。このように考えております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 教育長も町長も御存じのとおり、この教育条件整備のこの分厚いもの。各学校からいるんな整備をして〈れと出てます。その中に、やっぱり今さっき読んだように、校舎の建てかえとか体育館の建てかえとか出てますんで、老朽化が進んでますんで、いずれは近い将来建てかえないかんちゅうことを皆さんそりゃ承知してると思いますんで。やっぱり、住民の皆さんに説明する場所をつくって、御理解をいただいて、統合するなり、別々、このまま行〈なりの、やっぱはっきりした結論を早急に出す時期が来てるんだと思います。そういった面で取り組みをお願いしときます。

それと、次の庁舎についてということで、慌てて書いたもんですから、ちょっとこれ表現の仕方おかしいか もしれませんが。

この庁舎自体が財政課長、築、何年ごろに建設されて、椎田の庁舎ですから僕はわからないんですが、 大体どれぐらいの工費で、今もし建てかえるとするならこれぐらいかかるとかいうのもあると思いますけど。 将来的に、当然ここはもう老朽化が進んでますので、最終的などうしたいというのは町長にお伺いする んですけど、耐震対策については、塩田君が「差し控えます」とこう言ったもんですから助かったなと思っ たんですけど、耐震対策が果たしてちゃんとできているものか。あるいは、雨漏り、雨水がよく雨が降ると、 梅雨時期なんか階段上がってくるとこにぞうきん敷いたりとかバケツを置いたりしてますけれども、大丈夫 なのかと。

それと、御存じのとおりもう古いからエレベーターもついてないんです。議会があるたびに体の不自由な 人は住民課に言ってきて〈ださい。 傍聴を希望される方はって。 住民課だれか背中に負うて上がるんです か。そうまでして議会を傍聴に来れるかちゅうたらなかなか来ないと思うんです。そういった面から考えてこの本庁、合併当時の条件として、合併の申し合わせ事項の中に、ちゃんと決め事で、ここを本庁にするということですから、それについては合併でなったわけですから不足はありませんけれども、やっぱり今の状態で大体何年が、この庁舎が使えな〈なるか。どれだけ厳しい状態かちゅうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

議長(田村 兼光君) 財政課長、則行君。

財政課長(則行 一松君) 財政、則行でございます。

本庁舎につきましては、議場を含みますこちらの西側のほうが昭和37年2月の建築でございます。上に上がります階段より農協側の東側、この部分は昭和55年3月に増築されたものでございます。庁舎といたしましては、約半世紀たって今現在に至っておるものでございます。

やはり建築当時は最新の建物でもあったのかもしれませんけども、建築後50年ということで議員さんおっしゃるとおり漏水、また雨漏り、これのひどいものがございまして、昨年度は国の経済対策の関係で補助金をいただきまして、上からの雨漏りにつきましては、防水工事を約900万ほどかけて行っております。側面からの雨漏りもございますが、この部分に関しましては、どこから来ているのかということがやはり特定できませんし面積的にも相当量ありますので、この部分につきましては今のところ手つかずの状態というふうになっております。

それと、耐震診断の関係でございますが、やはり老朽化が目立ち、建築基準法等の改正もございまして、この庁舎を耐震診断すれば補強工事というものが発生すると思います。老朽化したこの庁舎にそれだけの金をかけるのがいいのか、それともやはり今の現状では本庁、築城支所、これの2カ所で分庁方式というふうな行政システムをとっておりますので、行政の効率の悪いということもございます。それで、やはり建てかえの時期に来ているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) もう築50年です、半世紀ですから。個人の持ち物なら、手入れちゃんと行き届くんですけど、なかなか庁舎なんかは傷み出したらガタガタ行くんです。そして、前年は900万防水にかけましたと。しかし、毎年毎年何らかの形で経費がかかっていくと思います、修理費が。それだけ古家の造作するんやったら、私も箱物をつくるのは事業、これはもう建てかえですからつくるんじゃなくて、必要なものは建てかえないかんなと思うんです。それで、基金等の関係もあるし、お金の面が一番苦労するでしょう。金ありゃ、はあ建てかえましょうになるんでしょうけども。なかなか思い立つには非常に困難だろうと思います。

しかし、分庁方式で今やってますけどって、だからこうしてますよという言い方で終わっとったら、何を言うんですかち言いたかったんですけど、「建てかえる時期が来てると思います」と言ったから、言いようがな

くなったんですけど。

支所のほうは、建って、築何年ですか、平成17年の春に竣工してます。ちなみに、総額で10億301万かかってます。コンサル費から全部入れて。用地は別です。これが、皆さんがしってる支所をどのように生かすんかちゅうこと書いてるんですけど、庁舎を、町長、建てかえるとするならば、この位置じゃちょっと難しいんじゃないかなと思います。狭いし、車は通る、信号は近い、背中側は線路。今の状態は入り口も入りにくい。こういう状態のこの三角の土地に、非常に、これから先の築上町のお城を建てるにはちょっと狭過ぎるなと。立地条件よくないなと思います。それについても土地を購入するしかないと思います。そういう形で建てるということになれば。また、それに金がかかると。非常に建てな悪いち言われるけど、要らん金使うてとも言われるんです。非常に厳しい選択をしなければならない。苦しい選択をしなければならない時期かもしれませんが。

町長、支所を、そりゃ最初の約束事があるでしょうけれども、支所に少し手を入れれば十分本庁機能としてあそこで使えると。築城だけのときに十分使えるということで建てたんでしょうけど、1年も使わんうちに合併したわけですから、でしょう。じゃけ、もうぼちぼち築城とか椎田とか分け隔てをするなちゅうんやったら、だから、私はこの庁舎の件を言いだした。ほんとは今回の一般質問、庁舎するつもりなかったんですけれども、やっぱり支所で働く人は、もし地震が来たら耐震対策ができてたら崩れない。ここの人はアウトです。即、いつ地震があるかわからない状態で、津波やないんです。がれきの下に埋まるんです。いつ、そういう災害を受けるかわからない状態で、職員をそこに野ざらしにするというんですか、そこに張りつかせる。もう、仕事しながら命の心配せないかんような状態で置くのはあんまりよくないんじゃないかなと思います。

というのは、今直下型の地震、東北のほう震災がありましたけど、ここいろいろシミュレーションしてましたが、まず九州に大きな地震があれば熊本を境にして九州が2つに割れるぐらいの地震がある。起こる可能性は秘めとる。そういう断層があります。これ、偉い学者が言って、僕はわかりせんけどそう言ってますんで。いつ何どきそういうことが来るかもわからない。そのときのためにも一日も早くやっぱりここを。それで、もうちょっと辛抱するんやったら、いわゆる地震に備えた工事するか、それをするちゅうたら皆さんが無駄遣いじゃと、こういうと思います。だから、町長も新しいところに総合的なものをやったらどうか。学校の統合の件を言ったのはそれなんです。学校もあります、庁舎もあります。RDFの施設もあります。あの二口のとこのあそこ一帯を用地に求めて、あそこら辺一帯を一極集中するような方法、これ一つの案ですけど。例えばほかの場所でもいいんですけど。そういった考え方はないんですか。庁舎等に関しての。議長(田村、兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 場所的、建てかえるという、当然これはもう建てかえは余儀なくされております、実際、庁舎も。財政課長言ったように、もう耐用年数もほぼ来ておるという形になりますんで、そういう形の中で、場所はどこにするかとかいう形のものがまだちょっと定かでないということで。しかし、それも早急に決

めなきゃいかんと思います。実際。もう中学校それから庁舎、一体化のもとに考えていく必要もあるんじゃないかなと考えておりますし、そこんとこで結論を、できるだけ早くやっぱり出しながら、そして議員の皆さんにも了解を得なきゃなりませんし、町長案という形で提示ができるように、頑張ってまいりたいと。この平成24年度中には、やっぱりそういう一つの案づくりをやっていかなきゃいかんかなと思っておりますんで、そういうことで頑張って企画をやってまいりたいとこのように考えております。

## 議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 前向きにそういうふうに取り組みをするということですけれども、できたら今の築上町築城支所が10億の金をかけてまだ10年たってないんです。でしょう。まだ十分使えますし。3階部分が、旧議長室が契約を結んだ掃除をしてくれる奥さん連中が昼飯を食う場所、休憩所になってる。情けないなと思って僕は見たんですけど。議員控室もそのままなってます。使ってます。奥に1つ物置きみたいになってるんです。それはもう当時からそうしてましたけど、3階もフルに活用すれば、ある程度の機能はできると思います。

それに、また何十億かけて10億じゃ、もう今度は土地を求めてすりゃ間に合わんと思うんです、ほんとは。それ倍ぐらいの金はかかると思います、今の時期ですから。そういった金をかけるんやったら、今の支所を何とか本庁機能として使う方法を考えたらどうかなと。例えば、議場がない、議会棟がないということになれば、わざわざ建てんでもチアフルついきのところを議会棟にするとか。あるいは、建てるとするならその前のゲートボールをしているあの広場、あそこに建てるとか。そして、また建て増しもするとかいうような形ですれば10億もかからないで。これ見てみたら、チアフルの保健センターの工事は1億7,600万でできてます。あの程度のもんやったらそれでできてますんで、そう議会棟等をつくったとしても、あの位置につくったとしても用地は求めなくていいわけですから、5億も6億もかかることにはならんと思うんです。ちょっと手を入れる程度やったら。だから、できたらあれを生かせるかと、そういう気持ちが。

それができないというんなら、一つの案として僕は前から言ってたんですけど、京築が一つだと、首長さん連中は前からそう言ってます。京築が一つだったら、人間の体で言ったら築城、あの支所があるところはへそです。中心になります。今、県から築上町に出張に来るにしても、築上町から県に行くにしても電車を使って時間かけて行く人ほとんどいないと思います。ほとんど自家用車で来てます、車で。だから、駅が少し離れちょっても関係ないと思うんです。だから、防衛省との話し合いをするときにも、九州防衛局に配置されたら、支所の1室を貸してもらえるように町長に交渉するから、そこで皆さんと騒音を皆さんと分かち合える立場で、「きょう暑いですね、飛行機うるさいですね」と、「迷惑かけてますけど国も今大変なんですよ」と、「もう少し辛抱してくださいと言ったら住民は理解してくれますよ」と。「だから、出張所をつくったらどうか」ということを、僕は常々言ってます。防衛省の交渉のときに。それと同じで、小川さんがふるさと訪問したんですから、今豊前にあったものを今行橋に持っていったり、行橋にあったものを豊前に持っていったりしよんです。もうぼちぼち、ここの築上町は騒音によって学園都市にはならない、学校は誘致できない

と思います。水がない、いろんな企業は来ないと思います、この条件では。だから、県に築上町を福岡県のチベットにするのかと、取り残すのかというぐらいの意気込みで取り組んでいただいて、あの支所を利用しなければ県に買い上げていただいて、県の出先機関に使ってくれというような働きかけを、町長したらどうかと思うんですが、そういう気持ちはありませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いい提案でございますし、今後そういういろんな統合等、県があれば。

実際、この前の農業改良普及センターですか、この統合のときにも少し僕も話出したんです。しかし、やっぱりなかなかやる気がないという。やっぱり行橋に持っていきたいというのが県の考え方みたいで。それから、今広域医療の再生事業で、豊前と京築管内で約24億か5億ですか、金を国からいただいております。それも一体的にやれないかという形でしてるけど、行橋京都は行橋京都、豊築は豊築ということで、その配分を両方でやって。ほんとは一体的な形で施設をつくればいいけど、なかなか医師会もそうはなり得ないという状況で。しかし、どうしてもやっぱりちゃんとつくっていくのが私たちの役目だろうと思っておりますし、今後はそういう一つの統合とかそういう話が出たときは、いわゆる京築の真ん中でございます、実際。そういう形の中で、そういうコントロールする事務所をこの築上町に私はつくってもらうべきだと考えておりますし、その運動で強くしてまいりたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 町長、それは将来的な願望で、いつなることかわかりません、町長の言い方やったら。

私が言ってるのは、庁舎も早急に建てかえの時期が来ているんですから、築城の支所をちょっと手を入れて、何億かかけてすれば、金かからないでできるんやないですかと。無理に、この狭い危険性のある、 線路とかあったりして危険性のあるここに建てることは皆さん賛成しないだろと思う。どうせ建てかえるに しても、椎田地区に建てても、やっぱりもう少し土地の利用性のあるところ、利便性のあるところ、駐車場も 備えて寄りつきやすいような形で町長が建てるとするなら、私が建てるとしてもそうします。

ですから、庁舎として、金かからんのは築城の支所を、もういろいろあろうけど、使っていただくんが一番早いんやないですかというのが一つの提案であって、それしないんやったら、建てかえるとするなら金要るわけですから、ぜひ県に買い取る、向こうが出先機関を動かすとか動かさんやなくて、こっちが出先機関をぜひ動かしてくれというような働きかけをするなり。もう、要するに、例えば庁舎を建てかえたら必要なくなるわけです。また管理費かかるわけです。それやったら、もう、例えば土地含めて十何億かかったか知れませんが、幾らかでも金いただいて、例えば7億、8億でもいいやないですか、県に買い上げてもらうとか。県が築上町のこと大事に思ってくれるんなら20億で買い上げてくれちゅうたらいいやないですか。それぐらいの気持ちで早急に取り組みをしないと、今ここおられる、来年退職される人たちは難を逃れる可能性あるかもしれませんが、二、三年ここにおる人は、もしかしたら地震でこの庁舎の下敷きになる可

能性もあるわけですから、やっぱり安心して仕事ができるような、住民が寄りつきやすいような。ここの窓口見てください。課長のとこに直接話行こうと思ったら、ぐるっと回らないかんのです。途中で入られんでしょう。じゃけ、町民が上から見下ろすような庁舎ち、こう言うんです。ちょっと高いわけでしょう。カウンターがあって、いすに座って話してますけど、みんな見てます。やっぱり個人的なブライバシーを守らないけんときには懇談室みたいなのありますが、狭いでしょう。だれか使えよっても使えない。課長の横に行ったりあるいは担当者の横に行って説明受けたりするにしても、産業課の後ろを通って課長たちの後ろを通ってずっと行って住民課に行かないけん、福祉課に行かないけん。こういうようなつくりも、そりゃ当時は最新式やったかもしれませんけれども、今もうちょっと通用するような庁舎じゃありませんので、一日も早く、できれば僕は築城、椎田の分け隔てをないということですから、僕は椎田の町の真ん中に建ててもいいと思います。一日も早く、町民がああ立派な庁舎ができたなと。活用性、利便性があって、また集まりやすいようなものになるようなことを一日も早く。相手が来るのを待つんやなくて、こっちから何回もお願いに行くというような形でやっぱ取り組みをしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。議長(田村 兼光君) お疲れさんでした。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、4番目に、15番、武道修司議員。

議員(15番 武道 修司君) 質問通告に基づきまして順番に質問さしていただきたいと思います。

まず最初に、平成24年度の予算方針をどのようにされているのかをお聞きしたいというふうに思ってます。多分、今各課のほうに指示を出して、年内、年明けに早々にまとめて予算査定をして、最終的に24年度の予算を決めるということになるかと思います。どのような方針なのかをお聞きしたい。

と、もう一点、財政の健全化計画、平成19年だったと思います。計画を立てて、平成20年度の決算の 段階でかなり好転をして計画よりもよくなったと。目標数値が明らかに目標達成できる数値になってるので 見直しをする必要性があるんではないかということで、その当時見直しをするということを言われてました が、結果的に見直しをした数値を出していない。内部ではつくってるかもしれませんが、外部のほうにその 目標数値をしっかりと徹底していない。やはり、こういうふうな目標数値というのはしっかりと立ててその目 標数値に向かって達成をしていくと、その努力をするということが大切ではないかというふうに思いますが、 そのような形跡が見えないという点と。

今年度、平成23年度で、平成19年に出した財政健全化計画が終了いたします。平成24年度からこの 財政健全化計画を、健全化という言葉が適切かどうかわかりませんが、そのような計画、5カ年計画ない し10カ年計画を立てるようにやるということを2年前にもう言われてました。ところが、今の段階でまだ提 示がないんで、その数値というか新たな健全化計画が既にできているのかどうなのかもあわせてお聞きし たいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 財政課長、則行君。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。

平成24年度の町の予算編成方針でございますが、この分につきましては、国の動向また社会情勢等を 勘案いたしまして、11月4日付で各課のほうに通知をいたしております。

内容につきましては、24年度の予算につきましては、23年度当初予算と同様に年間を通じた通年予算を編成することといたしております。また、平成23年度の当初予算の編成時にも多額の財源不足が生じておりまして、基金等から3億510万円ほどの繰入金を入れておりますので、平成24年度予算編成につきましても、歳入の確保また一般財源の節減、5%のシーリングを引いております。一方、集中改革プランまた財政健全化計画に基づきまして、そのほかの義務的経費につきましても抑制、削減を指示いたしております。

それと、事業につきましては、事業の選択と重点化施策の設定、安心・安全なまちづくり等の施策に重点 を置くように指示をいたしております。

いずれにいたしましても、国の今の円高の状況また国際情勢、政治、経済情勢に伴う国の対応が不透明でございますので、その動向に注意していきながら予算編成には当たってまいりたいと思っております。 それと、今年度で終了いたします平成19年に作成いたしました財政健全化計画でございますが、この分につきましても22年度までの決算数値で検証はいたしております。

財政状況につきましては計画当時の設定数値をクリアしているものと考えておりますが、計画当時と現状とはだいぶ状況的に社会状況等が変化をいたしております。計画当時の基礎数値についても現実との相違が見られるところでございますので、健全化計画につきましては、平成22年度の数値またこれを基礎数値としたものに置きかえて、新しく5年程度の健全化計画といいますか次期計画については策定をいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 2年ほど前、多分渡邊前の財政課長だったと思います。その当時に、やっぱり見直しするべきだろうと、途中で。平成22年度の計画は経常収支比率でいくと102.5%だったんです。これが、実際的に決算でいくと88.1%。その前の年もそういうふうな開きがあったんです。明らかに目標数値が100%を超えてる数値で、どんなことやっても100%を超えるようなことにならない決算状況があったにもかかわらず目標数値を設定しなかった。民間企業でいくと、一般的には目標数値を設定して、その目標数値に向かっていって努力をするというのが基本的な考え方なんです。その目標数値を設定しないっていうこと自体が、根本的に財政をよくしていこうという方針になっていないんではないかというふうに思われます。

財政健全化計画の中で、築上町集中改革プランというふうなことを平成23年度までにやる、その19年から23年度まで集中的に実施をしていくということをしています。この中でもそうですが、第三セクターの

見直し、経営体質の強化、自立とか、この点についても、ことしからやっと取りかかったのかなと思うような 点も多くあります。

また、新たな財源収入、財源がないというふうに今財政課長言われましたが、財源収入の中に広告誌やホームページ、公用の封筒、公用車などの企業に対する有料広告を行うというのが計画の中にもあったわけです。財源がない、もとに入って〈るものがない。これを確保、収入の確保とするという、ほかにもありますけど、それをやると言っていたにもかかわらず、こういうことを全然やっていない。たまたまという言葉がいいのかどうかわかりませんが、ちょうど国のというか防衛省の関係で、再編交付金の関係や過疎債の関係、国の政権がかわった関係で交付金の算入が変わってきたわけです。いろんなことが要因があって、結果的に数字的には好転をしたということだろうと思うんです。ところが、これは、国の流れや時代の流れでなったことであって、この町が努力したというところがないんです。

これが、例えば、あと5年、合併特例債がなくなり、過疎債が続くかどうかわかりませんが、再編交付金がなくなり、そのときにこの町の財政はどうなるのかなと、すご〈不安でたまらないわけです。

早い段階で、この財政健全化計画、この5年間を乗り切るというよりも、5年後先、5年の後、これから5年先以降をどう切り抜けていくのかというところを、今の段階でしっかりとした計画を立てて目標数値に向かってやっていかないと行けないんではないかと思いますが、その点について財政課長で構いません。回答をお願いしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 財政課長、則行君。

財政課長(則行 一松君) 財政、則行でございます。議員さんのおっしゃられることはごもっともだと思っております。今現在におきましても、普通交付税においても町の財源の3割以上を占めております交付税におきましても、合併後10年間は合併算定替というものがございます。その中でも、平成23年度、今年度の部分の算定の中身を見てみましても、合併算定替によります交付税の増額分が5億以上入っております。これがやはり合併後10年間は正規な部分でもあります。その後は、5年間をかけてゼロに持っていくというふうな格好でだんだん減ってまいります。それと、再編交付金につきましても、平成24年度から大体1割から2割、これの減額によります減収が見込まれています。そういうものを総合的に、やはりなくなった場合にどういう財政運営をするかということを目標に今後5年間程度の部分につきましては、健全化計画という名称になるかどうかわかりませんけども、そういう計画は立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 目標数値を立てていきたいということなんで、当然これはしっかりとした目標数値を立てていっていただきたい。その目標数値を立てる過程ないし決定をすれば、それに向かってその方針を立てているんですから、ちゃんとそれを実行していただきたいと思います。で、先ほど話したよう

に、広告宣伝料というか広告料の関係にしても、この4年間ないし3年間努力すれば、その収入、財源は確保できたわけでございます。これから先、やはりそういうふうなものをやるというんであれば、やる努力をしていかないといけないというふうに思いますが、今からこの5年間、24年度以降の目標を立てるということを言われてました。で、目標数値が平成24年度今の段階でできていない、現状。平成23年度はちょっとピントのずれた数字かもしれませんけれど、一応目標数値がある、平成24年度は目標数値がない、その情況で24年度の予算を決めるというのはどういう観点から決められるのかなと。23年度と同様でというふうな、基本的にはや〈言えば5%基本的に切りましょうかと。これ基本的にやはり入って〈るお金、出て行〈お金、目標数値がある程度見込まれるんであれば、その情況に沿った財政的な計画をしっかり立てる、平成24年度の予算計画を立てるべきだと思いますが、その点についての考え方が、ちょっと私目標数値がないで決めるっていうのがちょっと理解できないんですけど、町長、副町長の基本的な方針、考え方を教えていただきたいというふうに思います。

# 議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 目標数値がないというわけではございません。というのは合併するときに市町村建設計画と、ここにも数値目標を示しております。そしてさらに合併してから総合計画の中でも10年間の数値目標はしめ、そしてなおかつ非常に厳しかった財政事情のもとで再建計画というのをつくりましたんで、総合計画の中には目標数値を定めておりますんで、これよりもう少しやっぱり厳しい形で歳入の見直しを当時5年前につくったもので、4年前ですかね、つくったもんでございますし、それを現状の歳入とそれからそれに見合う歳出をちゃんと定めていくという形では24年度につくりかえていくという形でいかなきゃいかんのやないかと、このように考えております。

#### 議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 町長、24年度につくり上げるんじゃなくて、もう23年度でこの計画が終わるんです。新たな計画、24年度の計画がないんですよ。だから、24年度の計画は今年度中に財政課長が言うようにまとめて、今年度中にしないといけないということなんです。それはそれでいいんです。でも、24年度の財政、24年度の予算を決めるのに、24年度の目標がないで、今、ないわけです、実際は。健全化計画の中にもないし、きょねんも本当はピントのずれた数字なんです。目標数値がないで24年度の予算を決めるのはどういうふうな流れで考えているんですかということなんです。

#### 議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、財政再建という形の計画で、これは僕は財政再建達成できたという ふうに考えております、実際。非常に厳しくいろんなことを査定してまいりましたし、そういう形の中で経常 収支が88%になったり、それから積立金は、これが約30億位になってますかね、合計で。それから地方 債、借金は、これも約30億ぐらい減っております、合併当時より。そういう形の中では、着実に再建はできたと、このように考えておりますし、今後もそういう形の中で、一応目安としては総合計画、これは私は目

安でないかと思っておりますし、こういう形の中で、そしてなおさらもうちょっと緻密に計画を、だから実際 24年度を今立てれと言うても、もうちょっと無理でございます。だから、そういう形の中では、24年度に今後のやっぱりもう少しミクロな、いわゆる総合計画をもう少しより充実した形の、いわゆる別立てになりますけれども、ミクロな財政計画が必要ではなかろうかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 合併当初から見てよ〈なったかどうかっちゅうのは、よ〈なっているというの は私もわかっているんです。悪くなっているとは言っていないんです。でも、よくなってるんだけれども、計 画とはかけ離れている。で、その計画もな〈なるよと、計画がないのに平成24年度の目標はどうやって立 てるんですかっていうことを聞いているんです。よくなったかよくなってないかっていう話じゃなくって、一般 的に、行政のほうは目標がないで予算を立てたりとかするのかもしれませんけど、民間企業は、一般的に は目標数値を決めて、目標数値の中でどのような形でその目標数値をクリアしていくのかっていうのはや っていくわけです。今まで、私は、築上町になってその目標数値を設定して、目標数値をクリアしていくの かっていうことで、この健全化計画があって、その健全化計画を努力していった結果が、平成22年度は 102%の計上収支比率を88%まで落とした、そんだけの健全化の財政運営ができていったんだと、これ は私評価すべきだろうと思うんです。でも、これが評価できたというのは基本的な目標数値があったからこ そその評価ができることであって、目標数値がなければ評価するのか評価できないのか、それがいいの か悪いのかっちわからないんです。この町を立て直すっていうか、先ほど財政課長も言われてましたけど も、この5年間の数値の中で今から厳しい時代がやってくると。だからなおさらこの数値目標というものを 持たないといけないんじゃないですかということなんです。よくなったかよくなってないとかっちゅう話じゃな いんです。それで、24年度は目標数値がないのに、目標設定していないのに、どういう気持ちで、どういう ふうな考え方で、予算をどのような形で編成をしていくんですかということを聞いているんです。ただ単に 5%カットしますよとか、収入源どうするのかって言っても、ただ単に行き当たりばったりみたいな話になる んで、目標数値はちゃんと決めてないんですかっていうことを、で、24年度の目標数値をどのような形で 考えていって、24年度の予算編成をするのかをお聞きしたいということなんです。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 目標数値、先ほど武道議員が言われた財政再建計画を目標数値と今まではしておったんですが、今回は総合計画の目標数値で行かざるを得ないというふうに私は。そしてまた実際、予算編成方針もそれに基づいて財政課のほうで作成をしておりますし、そういうことで御理解を願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今、町長の答弁がありましたが、そういう計画をもとで平成24年度の予算編成の目標数値を決めてるのかを、財政課長にお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 財政課、則行君。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。総合計画の計画につきましては、もとよりそれに基づいて行政運営はいたしております。ただ、はっきりとそこで総合計画の計画に照準を合わせて予算の編成方針をつくったのかと言われれば、ちょっと考えが足りなかったというふうに考えております。ただ、実質的には今よりも歳入面につきましては確保を図り、歳出の面については削減を図るということを基本に考えて、今回の予算編成方針につきましては、昨年と同様にそういう方向で計画をいたしております。議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 町長、町の総合計画に基づいてとか、ごまかすような話はないです。ここで そういうような話をしても、そういうようなのはまかり通らないし、基本的にやはり目標数値をちゃんと持っ て予算編成を当たるなり、特にこういうものは、単年度、単年度の問題ではなくて、やはり、5年、10年サ イクルで、まあそれは10年も経てば大き〈数字は変わって〈るだろうと思うんです。だから、3年から5年ぐ らいの細かい、「ミクロの」というふうに今町長言われましたけれども、ミクロの計画を3年か5年で立てて、 その1年1年検証しながら目標数値をまた見直していく、で、なおかつ大まかな見込みとして、この10年の 財政運営をどのような数値でやっていくのか、人口減少もあるでしょう、収入の減収もあるでしょう、そうい う今の社会情勢とかいろいろ勘案しながら、ある程度の数字を見込むと。で、その目標数値に向かって財 政をどう立てていくのかっていうことが必要になってくるんではないかというふうに思います。今からいろん な計画も立てないといけないと思んです。庁舎の問題もそうだろうし、中学校の統合問題もそうだろうし、 そういうふうな時期だからこそこの財政問題というか、しっかりとした計画の中でその予算を確保していっ ていただきたいなと、今の情況であれば過疎債を使わないし、合併特例債、再編交付金、いろんな手法は あると思います。どのやり方が一番有利なのか、どういうやり方でこの財政に圧迫を来させないようにする のかというところを、やはりはっきりと、やっぱり出してやっていくべきだろうと思います。これ、何度言って も同じなんで、やはり平成19年につくった財政健全化計画をもう一度見直して、検証して、平成23年度ま でにどこまでが本当にできたのか、どこまでができてなかったのかという検証していただいて、新たな健全 化計画というか財政計画を3月末までに、やはり立てていただきたいと思います。平成24年度については、 その財政計画に基づいてどう運営していくかというところを、しっかりと町執行部としてやっていただきたい。 特に数字的な問題なんで、町総合計画に基づいてとか、ごまかしたような話はしないようにしていただき たいと思います。この点について、もう、以上で質問を終わりたいというふうに思います。

次に、防犯対策についてということで、これ9月にも総務課長にもいろいろとお願いをして、インターネットの関係とかの対応とかいろいろとやってもらっています。で、特にこの数カ月、この近隣で起きている事件が多過ぎるって言っていいほど多いです。特に、声かけの、小学生、中学生に声かけをしたという案件が多かったり、築上町内では実際に追いかけられたとか、つきまとわれたというふうなことも入ってきてます。今、「ふっけいメール」といって福岡県の福岡県警からの事件が起きたときのメールが入ってくるようになっ

てます。私もそれに登録していますんで、ほぼ毎日のようにそういうふうな事件が入ってきています。今多いのは「振り込め詐欺」とか、そういうのが多いんですが、特に声かけ、きのうかおとといか吉富とかでも有ってるし、豊前、苅田、かなりの件数が起きています。で、そのような情況の中で、今住民に対して、今インターネットまず載せたということがあるんですけど、どのような防犯対策、このような事件起きてますよと、ちょっと注意して〈ださいよというので、町としてどのような防犯対策を打っているのか。

築上町の、先ほど町の総合計画という話ありましたが、町の総合計画の中に「子供の生命を護ります」という大前提があります。その子供の命をどのような形で、このような事件が多い中、対応しているのかをお聞きしたいというふうに思います。もし、教育委員会のほうでも、学校の問題もありますので、教育委員会でも、もし何らかの対策を、今考えてることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 総務課、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留でございます。

今、武道議員言われましたように、最近児童生徒に対する声かけ事案とか、いわゆる女性に対する痴漢 行為といった、そういう事件、事案が非常に多いというふうに私も感じております。

まず、行橋署管内、分署管内でそういった事件、事案が発生しました場合は、今武道議員も登録されてますように、ふっけいメールが役場のほうにも送られてまいりますので、そのメールの内容は直ちにホームページのほうに掲載し、住民の方々に注意を呼びかけております。ホームページ掲載といたしましては、1ページ目表紙のところに新着情報にまず載せて、そのページのところに防犯のページがございますよね、防犯のページのほうにも詳しく事件の詳細載せております。それから、その事件、事案が町内に起こったものについては、特に防災無線を通じて臨時の放送を流し、注意、呼びかけをしております。そのほかに、赤色ランプをつけたパトロール車が、現在町のほうに2台ございます。そういった、職員が公用車使う場合は、そういった赤色ランプをつけた車が町内を走っているということでいってるんです。抑止力が働いているものと思っておりますし、現在豊前市のほうにさらにもう1台赤色ランプをつけた車の登録を今お願いしている最中でございます。

それから、これは赤色ランプをつけた車につきましては、これは教育委員会の所管になりますが、青少年育成町民会議の方々で、月に2回程度ですか、夜間パトロールを実施されております。これには少年補導員や学校の教師、保護者、それから職員のうち管理職が交代で車に乗って町内でパトロールしております。そのほかに、総務課のほうでお散歩防犯パトロール隊という、こういう腕章を今つくっております。これ、夜行塗料で夜でも非常に目立つものです。腕に巻くものでございますが、こういったものを町民の皆様方が散歩する際に、これ登録してつけていただくようお願いしておりまして、現在100名近い方々が登録をいただいております。

以上、町の対策といいますか、現状は以上でございます。

議長(田村 兼光君) 教育課長、田中君。

学校教育課長(田中 哲君) 学校教育課、田中です。私のほうから、教育委員会、学校関係について 説明したいと思います。

防犯体制ですけども、先ほど総務課との話しも重複いたしますけども、不審者情報というものが入ってきますけども、従前は京築教育事務所から入りました。ここ最近では、福岡県警からの、先ほど言いましたふっけい安心メール、でメールで直送されております。この情報を受信しましてから、直ちに各学校へ、そしてまたこの11月から文科省の管轄、うちの管轄というところで、めぐみ幼稚園、そういうとこにもメールを送って皆さんに周知をしているということでございます。これの情報を受けた各学校におきましては、安全確保それから危機管理マニュアルというのは各学校で揃えておりますけども、そういうマニュアルをもとに、教職員への連絡を密にして、教職員間の情報の共有化を図っていくということでしております。それを受けて、子供たち、そして保護者等に対しても周知していくということで、これは口頭あるいは文書でというやり方でやっております。それから、あと町内で緊急的なもの、逼迫的なもの、これについては、集団下校の中で、教職員が帯同したり、あるいはそういう指導を直接行っていることもあります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 総務課も教育委員会のほうもすばらしい対応をされているというふうに思 います。先日も、金曜日ですか、先週の金曜日、深夜の駅前に、ちょうど私行〈用事があって行ったら、赤 色の車、築上町の車が巡回してたりとか、実際いろんな面でいろんな対応をされているというお話も聞い てますんで、各課の対応というのはすばらしいなというふうに思っています。ただ、9月のときにも指摘した んですが、各課、自分のところに与えられたその対応はできている。ところが、横の連携がないことが多い んです。実際、学校とか幼稚園とかから教育委員会のほうに話がいくとか、教育委員会からそういうふう に流す、逆に教育委員会から総務課とか、今、学校教育課長のほうからあった幼稚園の話もありますけど、 なら保育園のほうはどうしてるのかって話もあるわけです。保育園のほうにはいってないんですね、話は。 だから、横の連携とかそういうふうな部分がやはり取れていない。そういう部分をやはり今から取っていっ て、町全体としてその対応をやはり考えていかないといけないのではないかなと。案外と行政の仕組みと すれば、各課とか部署で終わってしまうことが多いんです。この横の連携というのが一番難しい部分だろ うと思うんです。で、この横の連携を、やっぱりしっかり副町長なりが指示を出してやっていただきたいなと いうふうに思います。 で、その横の連携をとるためにも、これ前、もう2年ぐらい前ですかね、防犯協会をつ 〈るべきではないかというふうに提案したら、町長は民間からつ〈るべきだろうと、民間から声上がってこな いとできないよというような話がありましたけど、やはり町主導で、町が色んな方々に集まっていただいて、 その中で皆さんに同意を得て、民間主導でやるのは全然いいと思うんですけど、まず声かけをして、集ま っていただいて、こういうふうな防犯協会をつくるべきではないかというところを指導するのは、私は町の 役割ではないかなと思うんです。いろんな団体とかいろんなスポーツ振興されてるクラブとかいろんなとこ

るがあります。いろんなところに声かけて集まっていただいて、この防犯協会を設立して、この防犯意識を 高めるということは必要ではないかと思いますが、町のほうからそういうような声かけをして、防犯協会を つくるという考えはないのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 総務課、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留でございます。実は、町の防犯協会につきましては、数年前にそれをつくろうとして準備委員会まで立ち上げた経緯がございます。ただ、そのときに現在も活動しておられます青少年育成町民会議、ここに加入する団体とかなり防犯協会の団体がかぶってるということで、その当時、育成会議のほうからは、準備委員会には参加するけども防犯協会の活動には参加は無理だと、自分たちのほうの活動がありますんで、活動は無理だというようなことを当時の総務課に言われております。そういったことで、現在も育成会議が月2回活動しておられるということがありますので、その当時の経緯をかんがみて、今のところ防犯協会を単独でつくるということは考えておりません。

ちなみに、豊前署管内の豊前署がつくっております防犯協会には町も加入して、豊前署とともに赤色自動車によるパトロールだとか、それから防犯協会が、町内の児童生徒に対する防犯教室だとか、そういったものは別途行っておることを申しておきます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 育成会議のほうが月2回の巡回等されて、すご〈努力されてるというのは私も知っています。負担がやはりかなりかかってきている部分もあるんではないかと。実際こういうふうな事件が多〈なると、その負担がもっとかかって〈る可能性があるんで、今の段階で育成会議の負担をふやすというんじゃな〈て、町全体に呼びかけをして、育成会議の負担を少しでも減らすないし、今の育成会議にプラスアルファできるようなやり方を模索するべきではないかなと思うんです。今の状況からいったら築上町の夜間の巡回は、ほとんどこの育成会議にまかせっきりのような状況になってしまうんだろうと思うんです。町の職員が何名かが一緒に参加して、今回は一緒に行きましたとか、そういうことはあるんだろうと思うんですけど、もっと幅広〈声かけをして、例えば小学校のPTAとか、中学校のPTAとか、いろんなクラブ団体とか、いろんなところに声かけをしていって、この育成会議のバックアップをする必要性が今後出て〈るんではないかという部分で防犯協会という部分が、必要性という部分が出て〈ると思うんですが、今の状況ではこれは育成会議に任せっきりなんですよ。このままで、5年、10年先、このままでやっていけるのかなっていうのがすご〈不安に感じるんですが、その点も踏まえて検討をされないのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 総務課、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留でございます。現在の育成会議につきましては、旧築城町の地区から始まったわけでございますが、発足当時は町内のいろんな団体の方に加入していただいておりま

した。それが時間が経つにつれて、夜間の活動ですから、なかなか参加する団体が減ってきて、現在のような構成ということになっております。現在は恐ら〈少年補導員の方、あるいは学校の保護者代表、学校の管理職、それとあとは教育委員会の職員と、町長部局の管理職というメンバーだけで活動してると思いますが、申し上げましたように、各種団体から出てきた方々が、やっぱり時間の経過とともに、参加されな〈なったという経緯がありますので、つ〈らないというわけではありませんが、またいろんな機会がありましたら、各団体の意見を聞きながらその設立に向けての総務課としての考えをまたまとめてみたいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 一番最初に言ったように、事件がかなり起きています。その抑止力になるのはそういうふうな体制づくりというのが、築上町はこういうふうな体制で子供たちの命守っているんだというふうな、対外的にアピールすることによって、築上町では事件を起こされんなとか、あそこに変な人間が来ないようにするというような抑止力的なところが必要だと思うんです。そのためにもこういうふうな体制を作って町内外にアピールしていくということは必要ではないかと思いますんで、今一生懸命やられてる人たちのバックアップも当然必要だし、そういうような内外的なところにもアピールというところも踏まえて前向きな検討をしていただきたい。町長もいろんな考え方はあるかと思いますが、とにかく町総合計画の中に「子供の生命は護ります」ということを最優先に上げていますんで、そういうふうな体制をつくって努力していっていただきたいというふうに思います。

続きまして、防災対策についてということで、前もこれ一度私質問させてもらってます。ここに、築上町の洪水の八ザードマップがあります。これを見ると疑問を感じるところも多々あるわけなんですが、これをつくった当時、どのような形でつくったのかというのもあるんで、この点については、もうそこまで内容については言いませんが、先の震災において、津波の対策というのをそろそろ考えないといけないんではないかということで、雑談の中でもいろんな話をしてきましたが、現在被害予測というか、津波がどこまでこの地域にやってくるのかという予測を県のほうで試算というかしてもらっていると、その県のほうからの調査予測がもう実際出てきているのかどうなのか、もし出てきてるのであれば防災マップ、ハザードマップというか、洪水だけではなくて津波を含めたハザードマップの見直しを検討されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 総務課、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。県の調査結果はまだいただいておりません。恐ら〈年度末ごろになるという見込みでございます。町といたしましては、そういうことで24年度に県の調査の結果をもとに津波の八ザードマップをつ〈りたいというふうに考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) よくこういうもともとに洪水のハザードマップがあった、今度は津波があった から津波のハザードマップをつくろうとか、今度地震があったら今後地震に対してのどうこうとか、台風が 来たら台風のどうこう、結果的に、住民から見たら何を見ていいのかわけがわからなかったっていう話に なると思うんです。やはり1枚のもので、こういうときはこういうふうに対応しないといけないんだよというも のが、わかりやすいものをつくるべきであろうと思う。津波が来たらどう逃げないといけない、洪水になった らどう逃げないといけない、例えば、今浜宮の私どもの地元でありますけども、高塚の人がどこに逃げれ ばいいのか、津波が来たらどこに逃げればいいのか、洪水になったらどこに逃げればいいのか。で、前も これ聞いたときに、西高塚の公民館ないし椎田中学校と。洪水になって逃げないといけないときに、城井 川が氾濫している、城井川が氾濫をしてその城井川を渡っていくことは困難なのに、西高塚の公民館や中 学校に行けるのかって行けない、じゃあどこに行くのかっていったら八津田小学校だと。八津田小学校は、 私海抜調べたんです。八津田小学校海抜2メーターなんです。中央公民館が4メーター、高塚の中央公民 館のが海抜が高いんです。町長のところはもっと低〈て1メーターなんですけど、ずっと八津田地区調べて まいりました。ずっと調べてまわったら、結果的に八津田地区のほうが低いんですよね。で、そこに逃げな さい、そこに洪水がだんだんと水が流れていくでしょう、低いところに、水というのは。そうなったときに、今 度は八津田小学校に逃げた人たちが今度はよそにまた逃げないといけない、ということがあるんだろうと 思う。たから、そういうふうな点も踏まえて、どこどこの地区の人はこういう事故が起きたときにはどこに避 難をしなさいということをはっきりとこの中に書くべきだろうと思うんです。この図面で黄色いとこがあったり、 赤いとこがあったり、危ないですよということだけしか書いていない、この人たちがどこに逃げなさいという ことは書いてないんです。ハザードマップというのはそういうものだろうと思うんです。このラインまで津波 が来るからここから上に逃げなさいよとか、そういうものをつくらないと意味がないと思うんです。

先日、東松島市のほうに訪問をさせてもらいました。東松島市の市長も言われてましたが、津波はここまでだというラインを決めてたそうです。ここまでしか津波が来ないと。それを八ザードマップのほうに載せて、そのラインを決めてたと、大学の先生やいろんな見識者の中でラインを決めてたそうです。ところが、その3倍以上の奥地まで津波が到達したと、だからもうその数値もやはり倍以上、3倍ぐらいの数値をやっぱり予測しないといけない、予測は予測にならないということを言われていました。で、その中でどのように逃げればいいのか、こういうふうなときにどういうふうな対応をすればいいのかっていうところもこの八ザードマップの中にもしっかり書いて、新たな津波の問題も踏まえて、新たな八ザードマップをつくる必要性があると思うんですが、その点について回答をお願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 総務課、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留でございます。

各自治体の既にいろいろなマップをつくっているところを見ますと、それぞれの災害ごとにマップをつくっ

ているようでございます。というのは、1つの管内図に、図面にそれぞれの災害状況を図示した場合、いろんな色が重なって、非常に、逆にわかりづらくなるという恐れがございます。そういうことで別々につくっているんだろうと思います。今回の津波マップにつきましても、津波だけを想定としたマップをつくるということにしております。それから、議員おっしゃるように、こういう災害のときにどこに逃げたらいいんだと、わかりやすくというのはごもっともでございます。ただ、災害のときに、避難所を町内一斉にすべて開設するということはほとんどないと思います。そのときそのときの災害状況を勘案しながら地域の皆様が一番どこに避難できるか、避難したらいいのかというのを判断して避難所を開設する、鍵を開けてそこに職員を置くことになりますので、言われることはごもっともでございますが、マップの中に、この災害のときはここに避難してくださいというのを特定するのはちょっと無理があるかなというふうに今感じております。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 確かに、今いろんなケースがあるんで100%そういうものを網羅するというのはもう無理だろうと思うんです。総務課長言われるように。ただ、しかし今、高塚の状況で洪水が出ました。今、総務課のほうに問合せをした人が、総務課のほうの担当から聞いたのが、西高塚の公民館のほうに逃げてください、椎田中学校に逃げてくださいという話をした。洪水が出てるのにどうやって逃げるのか、そしたら、今度は八津田のという。だから、そこら辺の方針がやはりちゃんとある程度ないと、ただ単に想定もしてない状況で、ただ単にこういうものをつくりましたよだけでは、いざっちゅうときに、そしたらその質問をしたときに実際起きた、被害が起きた、そういう質問があったときにどう対処するのかというそのシミュレーションができてないと思うんです。やはり町民の皆さんに、それをすべて知らせるというのは無理かも知れないけども、ある程度総務課ないし町のほうでそういうシミュレーションやって、こういうときにはこの指示をしないといけないだろうかとか、このときにはこういうふうな対応をしないといけないだろうなというシミュレーション的なものはやっていただいたほうがいいのかなというふうに思ってます。

それと、先日ですか、きのう、きょうか、新聞で吉富町が海抜の標示板を10メーターぐらいまでですか、 設置をしたと。今、海抜何メーターですよという話を、町長とか2メーターとかいう話ありましたけど、ある程 度住民の人たちも、自分のとこは海抜何メーターなのかというのを知らない方が多いです。だから、吉富 町の私やり方ちゅうのはすばらしいなと思うし、もし津波の防災マップつくるんであれば、海抜がここはど んだけだよというものをやはり記入をして、自分のところはどうなのかっていうのをやはりやるべきではな いかなと思いますが、そういうような海抜標示ないし防災マップの中に海抜標示をするとかそういうような 計画があるのかないのかお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。

東松島市、職員も8人応援というかたちで行きまして、管理職、町長も私も含めて管理職が約8人ぐらい、 やはり視察というか、市長と1時間ぐらい面談をして、話をしています。地形的には海岸線から津波が来て、 東松島市の場合は本庁のちょっと手前で止まったというような形になります。そういう中で、市長と1時間、職員も財政課長、建設課長、総務課の補佐等も聞いておりますし、そして、今手を打っているわけではございません。今、例えば漁港にスピーカーといいますか、そういうのを設置、計画というか構想ですけど、その今の無線機をFMの無線機に切りかえたらどうだろうかとか、防災マップはもちろんこれはすぐとりかかりますけれども、そういう計画案はしておりますし、今度400数十万円は県の補助金ですけども、これは組織ができたところにそういう資材を購入する補助という形になっています。そういうような中で、今度調整交付金が今年度1億近く、普通2億ちょっとですけれども、増額されて、内示が先月の終わりぐらいで、もう今から工事をするとかいうわけにもいきませんので、防衛局と協議して、今の基金に積み立てるのか、また別にという、基金を相談した中で、総務課長と協議しながら、防災まちづくり基金ですか、今からソフトをつくったり、いろんな計画を今からする必要があろうかと思います。そういう基金をつくって、これからの計画等に対して対処していきたいと思います。そういうことで、今すぐに計画書できるという問題じゃありませんけど、そういうことを、お金を含めて全般的なことは総務課長、財政課長含めて検討はしております。以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 私が質問したのは、海抜標示とかそういうものを今後この町の中にしていくのかというのと、防災マップをつくるときに、津波マップをつくるときに、海抜標示はちゃんとしっかり入れるべきではないかと思うんですけど、どうですかということなんです。

副町長(八野 紘海君) もちろん、そういうのを含めて私も標識ですか、そういうのもやはり町内全域電柱なり建物たてればお金も要りますし、そういうのを含めて防災基金をつくって、それから、先進事例いくらでもありますから、いいものはどしどしやっていきたいなと思ってます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) やはり、いいものはどしどしと入れて〈ださい。人からまねしたんやねえかとかなんか言われるかもしれませんけど、まねしてもいいものはいいんですからどんどんやってい〈べきだるうと思います。

それからシミュレーション、想定、想定外という話が今回いろいろとありますが、想定外にならないように、シミュレーションをとにかくやって、いざっていうときの対応、指示、町長ないし副町長がこうするんだ、ああするんだという1つの指示をしっかり出すか出さないかによって住民の命が守れるか守れないかということにかかってくることがあるかと思いますんで、その点について十分今後検討しながら対応していっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長(田村 兼光君) お疲れさんでした。ここで、切りがつきましたので一旦休憩します。

会議の再開は10分ぐらい休憩したいと思います。再開は14時50分です。

## 午後2時37分休憩

.....

### 午後2時50分再開

議長(田村 兼光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番目に12番、中島英夫議員。

議員(12番 中島 英夫君) 質問通告に基づきまして御質問をいたします。

3点ございまして、まず最初に、道路問題について質問いたします。質問通告の内容は、東九州自動車道の町内開通を控え、国道、県道、町道等の整備計画の見直しについてということで通告をいたしております。

この築上町では、平成18年7月に、自然と歴史、文化をはぐくむ心と体を、字がよく読めません、ちょっと 済みません。自然と文化、歴史と文化をはぐくむ心と体の健康を求めた豊かな生活の場づくりを基本理念 とした築上町総合計画を策定をして、新川町長が総合計画審議会に諮問をいたしました。その諮問の内 容の基本になるのは、新町、合併時に作成いたしました新町建設計画を基本に尊重しながら98名の、 100人か行ったんですかね、実質98名の方々が11の部会にわかれまして、8カ月ですか、そして 100回ぐらいの審議をして、その答申をいただいて、当時第2回の臨時議会であったと思いますけど、こ の基本計画が我々議会が承認をいたしました。その結果、委員会が19年3月であったかと思いますけれ ども、答申を受け作成がされたと思います。それが築上町の総合計画であったと思いますが、この答申の 内容を、さらに都市計画の計画がありましたね、これが22年の3月ぐらいに作成されたんですかね、それ が現在に至っておると思いますけれども、質問はこの道路網の計画については、長期的なやつは10年で すから28年までにやるというんです。中期的な問題については5カ年と、短いものは2年ということで実施 をするということになっておると思いますが、質問を建設課長に答弁願いたいんですけれども、道路整備 の計画の策定というのは19年から23年に策定をするということになっておりますが、当然これはもう策定 されておると思いますけれども、23年、中期計画が23年ですから、計画では23年ですから、もうすぐに 24年が始まるわけです。ですから、この計画が検討されて今できておるのかできていないのかと、単純な ことです。できておると、できていないなら現在できていない、それで結構ですから答弁お願いします。

議長(田村 兼光君) 建設課長、中川君。

建設課長(中川 忠男君) 建設課、中川です。道路計画でございますけど、今のところはまだ作成はしておりません。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) 現在作成されていないと、当然計画はしますと2つあると思うんですけれども、整備計画と実施計画、これ当然おつくりになるのが当然だと思うんですけれども、できていないという

ことでありますと見直しを、当然、見直しじゃないわけです、つくってほしいということになるわけであります が、先般11月12日であったと思いますけれども、苅田の中央公民館で東九州自動車道の建設促進大会 ですか、こういうことが行われまして、新川町長、そしてまた田村議長も執行部の一員として参加をされい ろいるありましたけれども、このときに東九州自動車道の担当会社である西日本高速道路株式会社の幹 部職員のほうが、各ルートの完成予定の話をいたしました。その中で、旧京都郡のほうは1年少し早いよ うなことでございましたけれども、全体的には3年後ですかね、26年度に開通するということであったかと 思います。現在の進捗状況で10月末の時点で工事の進捗情況は40.6%ですか、何かその<らいであっ たと思います。だから順調に進んでおると、予定どおりだと。さらに、会社のほうとしては、工事のほう引き 続き関係の住民の御協力をお願いしたいというようなことでその大会を閉じたと思います。当然、もう 26年にはこの地域に開通をいたしますので、道路計画のしっかりした整備計画、実施計画が英知を集め て、せっかく98人の住民の方、学識経験のはじめとする方々がおつくりになっておりますんで、当然事務 局である職員がやはりしっかり、町長は午前中だったですかね、お話をされましたけれども、私も言ってお ると、職員に奮起をお願いしたいような言葉がございました。我々もこのことは勉強しませんけれども、しっ かりした関係の職員は計画をつくっていただきたいということをお願いをしたいということで、どうするか、こ れは町長じゃないとしょうがないと思うんです。課長に求めません。町長、道路計画の問題につきまして、 東九州完成が間近ですから、これに伴って計画がしっかりしたことを、計画は立ててほしいと思うんですよ。 実際これはいつも見直しをせなならんわけですけれども、しかし、しっかりした、一旦つくってほしいという ことで、町長の見解を求めます。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 東九州道の完成と道路計画という質問の趣旨でございますけれども、基本的には、今、椎田南インターというのが新たに新設されます。これに基づいては既存の道路では狭いということで、国道10号線から線路を越えて、そして西角田小学校の横を通って南インターまで通じる道路を県道計画という形で、今実施を県のほうで行ってもらっております。用地買収もそろそろ入るんではないかなと思いますけれど、その上も本来なら広域農道がございます。広域農道からの乗り降りもたくさん出るであろうというふうなことで、これもしてるけれど、これは2期工事というようなことで、ちょっと待ってほしいと、今のとこはまだ1期工事で精いっぱいですので、これに県土整備事務所、こういう返答いただいております。将来的には、関連という形ではこれを早くやってもらう、それとまた築城インターのほう、これについても、早くやっぱり寒田下別府線、これやっぱり一番関連の道路でございますし、これも早く拡幅工事を今どんどんやっていただいておりますけれども、なかなかやっぱり越路のまだ非常に狭隘な所が多うございます。早く何とかやってほしいということで要望はしておりますし、県も予算があるという形の中で、なかなか全般的に早くすべてが2車線歩道つきという形になってないわけでございますけれども。それと椎田インターのほうは、ほぼもうこれは小原の一応県道改良も済みましたので、大体2車線で歩道も大体ついておるんじゃ

ないかなと思いますけど、そういうことで東九州自動車道関係はもう県道が主体になります。そして、あと今度県道から町道へという形になりますけれど、これがまだ具体的にはできてないということで、町のほうも1級町道、2級町道という、いわゆる幹線町道ございます。それとあとは都市計画街路ということで、午前中の質問もございましたけれども、そういう形の中で、やっぱり逐次少しずつでもやっぱりインフラ整備は必要であるうと考えておりますんで、逐次、この1級町道、2級町道、整備はこれは町が主体的になって行わなければ今の地区計画の中は、地域の足元道路の改良という形の要望しか出てきておりません。だから、長期的なものは、町が主導権を取って、町民の皆さんに用地買収なりをお願いしていきながら、道路のインフラ整備をやっていくべきと、このように考えてますんで担当課のほうで頑張るよう指示します。議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) 町長から説明ございました。これはすべてこの総合計画とかこの都市計画 のマスタープランあたりを読みますと、やはり東九州自動車道が完成することによって大きくかわってくる ということを想定しておつくりになっとるわけですよ。したがって、課長がまだつくっていなかったということ は、もちろんいろんな条件が整うまでにというようなことがあったと思います。というのは、各市町村それぞ れこの高速道路の取りつけ、インターですね、これは決まらないとなかなか町村道、 県道も、 県道が確定 しないと町村も動きようがない、生活道路も随分変わってきますんで、そういうことで理解はいたしますけ れども、ぜひともこれについては総合計画の中の69ページとか、96ページとか、この30ページにこの詳 細に記述がございますので、職員はよく読んでいただきたいと思います。ここで等々と述べることはできま せんが、私はこれは毎晩見ました。そしてもうぼろぼろになりました、この総合計画のほうは。これは漫画 を読むように、私も読んでずっときたんですけれども。ちょっとその午後になりますと私も体調がちょっと悪 かったんで、ちょっとおかしかったんで、大体話しておりますと少し回復してまいりました。 質問続行させて いただきますけれども、ぜひとも関係のところは、職員全部、約200人の職員、このことは、このバイブル ですから、職員としてこのことを、試験をしても及第点が取れるように、ぐらい読んでほしいと、もらったら 読んでいないんです。私は、これは質問するちゅうことは別なんですけれども、随分読みました。もう毎日 読んでおります。これはおもしろいんです。だから、新聞がいろんな事が出ますと、それ関連してうちの計 画はどうなっておるんだろうかということで読んでおりますので、ぜひとも人事担当課長にお願いしておき ますけれども、職員に研修に出すことも大切、これは質問でありませんから、回答は要りません。ですが、 職員に、やはり幹部会議を通じて示唆してほしい、読むように、これが一番基本なんですよ。ABCなんで すよ。私はABC、Dは知りません、Cまでわかりますけれども。ぜひともこれを全職員に関心を持って読ん でいただきたいということを強く要望しておきます。

それと、本論は、私は今取りつけ道路の問題でありますけれども、塩田議員さんのほうから質問ございました。この西角田小学校のところ、そこの記述につきましては、議員のほうから問題提起がございましたので、町長からの回答もありますのでちょっと遠慮しますけれども、関連してあれから有安川のほう、豊前

市の関係、これについては豊前を角田川の改良と、特に豊前市のほうもこの計画をつくっておるわけです。 そのことについて、知っておる範囲で経過とそういうものを、わかっておられるので結構です。御説明お願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 建設課長、中川君。

建設課長(中川 忠男君) 建設課、中川です。今議員の御質問についてお答えいたします。

その道路に関しては、豊前市の方で24年度に計画、25年度から実施するようにできております。ほとんどがもう豊前市の管轄の中になりまして、築上町分は細かいところは覚えておりませんけど10数メートルと思います。工事に関しては豊前市さんに一緒にしていただいて、あと負担金を豊前市に支払うような形で、築上町もしていきたいと考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) 豊前の担当課長にも数回お会いしました。その他の幹部職員にも会いました。この計画につきましては確定していないと。橋をどこにつくるかいうようなこともまだ今から検討すると。できたら、利便性の高い、計画道路のようなことを両町が協議しながらつくりたいというようなことも言われております。副町長には、これは今回答弁求めない予定にしておりましたけれども、副町長もいくらか現場を見たというようなお話もあるようでございます。私、今度豊前市のほうがやる、その延長線の取りつけ、今の現行の農道みたいな曲りくねった農道の上に橋を向こうからかけても、やはり利便性が乏しいと思う。ですから、今度は向こうの、町長が今答弁した西角田小学校側、あの付近からのあの谷の人たちの利用しやすい豊前市側にわたられるような計画をこれは立てていただきたい。ですから、これは補助事業に乗せるようなぐらいのことを考えて、少し広げるとか、いろんなことでなくして、少しやっぱり将来を見据えた道路を、せっかくつくるんなら、これは10年計画でもいいわけですよ。これは町長、長期計画で見直しのときにやっぱりしてほしいと思うんです。ただ豊前市と委託して、豊前市の地域が主体ですから、それでうちは10メートルほどの分だけを負担金を出せばいいということで終わりますけれども、その後の計画をつくっていただきたいということをお願いしたいと。これについてどうですか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。この中村から有安の道路につきましては、もう現場、合併直後、前からですか、現場は見ておりますし、有安地区の強い要望っていいますか、あります。それで、うちのほうで舗装、拡幅はいいんですけど、今議員さんから話がありましたように、豊前市との改良の話があったものですからちょっとストップというか待ってたんですけど、先ほど課長が言いましたように、豊前市が24年、25年で動くということであれば、それに合わせて町のほうもやっていきたいと思います。ただ、もう西角田、それから道路できたあと村中を通って西角田小学校へ行く道、狭い部分もございます。それについては連絡道路っていいますか、市町村連絡道路として合併特例債か調整交付金を提供をしてきちんと仕上げて

いきたいなと思っています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) これは、もう私も市に、豊前市のほうに勤務していた時代に、ぜひともこれ はやりたいということでかかわってまいりました。ところが、昭和30年の町村合併のときにあの地区は豊 前市になりましたけれども、有安は椎田と合併したいというような分村運動と、いろんなものが旗掲げて随 分運動を展開して、口述書もあったでしょう。その後財政上の制約等もあって、ちょっとままこ扱いになった というようなこともありました。そして約20年前ごろからいろいろあって、あそこに1本橋掛けたら非常に両 村の交流が活発するじゃないかということで提言もしてまいりまして、いいなというようなことまでなりまし たけれども、そのまま立ち消えという状態が続いてまいりましたけれども、最近になって、四、五年前ぐら いなると思いますけれども、当時の方々にやろうじゃないかというような話を持ちかけて、水面下ではいろ いろなことをやってまいりましたけれども、機運が高まってまいりましたので、ぜひともせっかくするならもう 少し改良した整備計画を立てて、年度計画でやはり実施をしていただきたいと強く要望いたします。といい ますのは、地域の人たちは巡回バス、豊前市のほうは中津まで直行で行くんです、あの谷は。ですから、 上ノ河内とかあるいは付近の人たち、山添ですか、あの集落の人たちは角田公民館をかなりの人が利用 させていただいておるわけです。それで、バスも出ますんで、自転車で行けば、橋をかけて自転車で行け ば、その豊前市の市バスが利用できるということもありますから、やっぱ従前の念願であろうかと思うんで す。だから、機運が高まってきておるんで、ぜひとも町長肝に銘じて地域の振興を兼ねて前進させるような 取り組みをしていただきたいと強く要望しておきます。

次に移ります。

次は、東九州自動車道の町内の開通を前に、今までこの計画があったと思いますけれども、産業なり観光等の状況、この現状の課題ということで質問通告しておりますけれども、担当の課長にお尋ねをします。計画は19年に作成をあるのかないのか、観光行政の、これ総合計画の中に記述あるんです。観光の振興基本計画は、19年から21年度に作成するとなっておりますが、作成をしておればそれを明らかにしていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 商工課長、久保君。

商工課長(久保 和明君) 観光の振興基本計画については策定しておりません、現時点。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) 策定をしていないということでありますから、ちょうどやはり東九州自動車道の開通というようなこと目の前にして、各市町村がいろんなことを打ち出しておるわけです。特にみやこ町はかなりのことをしている、新聞紙上にもいろいろありますよね。そういうこと目の当たりにして、やはり対策をぜひ立てていただきたいと思うんです。ですから、なかったというんですからそれ以上は課長に言

えませんけれども、これは当然町長になりますけども、御存じのように計画は立てたと、総合計画とマス タープランはあるわけです。その他集中、これ関連するんですけれども、改革集中プランとかいうようなも のも作成されております。これ何でそれをつくらんのかな、整備計画、実施計画、こういうことを全くないと、 これ課長の責任じゃないんです。一個人としてじゃなくして全体の人たちが、なぜかなと。だから、特にこ の問題につきましては、急いでということじゃないけれども、やはり肝に銘じてつくってほしいと。というの は、吉元議員の言われましたように、蔵内邸、条件は随分、つくっておいても、当然23年まであったとして も24年とかずっとかわってくるわけですけれども、やはりちょうど過渡期であろうと、蔵内邸の問題も出て きたわけです。しかも、東九州自動車道の開通ということになりますと、計画そのものが激変するんです。 ですから、慎重につくっていただきたいというのが第1点です。他の市町村を含めて課長、お願いしたいの は、他の市町村、先行していろんな事をやっておるんです。豊前市もいろんなことをやっておりますね。民 間の方々がいろいろやっておるんです。みやこ町もそういうような状態であります。ここにいろいろ資料い っぱい持っておりますが、もうやめました。結局、築上町が立ちおくれないためにも、この計画、何かの対 策を講じていただきたいと、詳しいことは言いませんけれども、一番大切なのは回廊、蔵内邸の問題のこ とも言われました、吉元議員が。ですから、そこだけでなくして、全体の築上町のことをひっくるめて早急に 計画を立てていただきたいと、この私は幾らここで、記述したものいっぱいあるんですけれども読んでもし ょうがない、つくっておらんです、今からつくるわけですから、皆さんがどの程度のことをつくるか、1人じゃ ないんです、関係課の職員が英知をかけてひとつ議員のほうに議会にこのようなことをつくりました、実施 しました、そのくらいのことを、インパクトを与えるような住民に驚くような立派なものを一つつくっていただ きたいと思います。どうですか、これも町長です。

#### 議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然つくっておかなきゃならんし、あと財政計画と一緒に考慮しながらやっていくということは大事でございますし、一応議員の質問趣旨は東九州自動車道予定の地域活性化対策ということでございますので、若干、今これも産業・観光との現状と対策ということで、東九州道は行橋にパーキングエリアを今できる予定になってます。これをサービスエリアに昇格させるような運動を広域で行っていると、これはやっぱり1つの地域活性化の要因につながるんではなかろうかなということで、広域圏のほうで2市2郡で、こういういわゆるそれぞれの産物をそこに集めて通過するお客さんがそこで休憩するときにお土産で買っていくと、そういう1つの考え方でサービスエリアに昇格するような運動をしようということで、今ネクスコと話をしておるところでございます。

## 議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) そのことは、新聞紙上でかなり情報入っておりますけれども、町内の観光 行政を。やはり全体の職員に頑張るようにしていただきたいと思います。これ、読んでないんですよね。 ページ数もどこどこと書いておりますけど、もうやめました。ぜひとも、職員が自分の担当課の問題につい ては、どういうことつくらにゃならんなというようなことを大体記述はわかるんですよ。ですから、課長の責任だけじゃないと思いますけど、全体がやはり5時になったらぱっと帰って、民間会社じゃ考えられんことを、私もやってきたから余り言えませんけども、やはり時代が違うわけですから、やはり期待をされておるわけですから、皆さんは。ですから、ぜひとも踏ん張ってよその市町村に負けないような計画をつくり実行していただきたいと思います。その中核に皆さんなっていただきたい。そういうことで、終わります。

引き続いて、関連でありますけれども、企業立地の問題です。これにつきましては、東九州自動車道関連でありますから、これは町長がいつも常に企業回りやるとか、これは記述読むと、これは企業回りやりますと、はじめますと、どの程度職員がしたかわかりません、そのことは問いませんけれども、今現状を、アプローチはいっぱいあると、100個か200個もあるんか知りません。しかし、実現はなかなか難しいです。それは厳しい情況ということはわかりますけれども、日奈古グラウンドをやはり工業用地に提供したいというようなことを既に表明しておるわけです。そして、予算も取りつけ道路ですか、測量ぐらいの予算つけたんですかね、書類にした金額ありますけども、その後どうなったのか、またどういう展望を開けるんだろうか。あきらめムードもありますので、だれも最近余り言われないようになった。ぜひとも現状と課題、わかります。しかし、この問題につきましてはもう町長なんです。これは町長の行動、企業誘致に対してどれくらいの熱意があるのか、ちょっと私聞いてみたいと思う。決意のほどを述べていただきたいと思う。

# 議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 先般も税条例の改正とか、それから雇用の関係で補助金を出すとかいう形で、いわゆる優遇施策をつくったつもりでございまして、そしてまた、今、引き合いとしては日奈古グラウンドも来てます、実際。しかし、まだまだということでございますし、それと、光発電をやりたいということで、広範な土地がどっかないかという話も来ておりますし、これは、まだそこまでしか発表できませんけれど、そういうことで、来てくれるかどうかわかりませんけれども、そういう、いわゆる土地が相当数いるということで、どっか適当な場所ないかという引き合いも来ておりますし、ぜひという形で、そのかわり土地は借地でとか、そういう考え方もあるようでございますし、あと、民間の土地であれば民間の皆さんと話をしながらやっていかないかん。それと、今は、目をつけられているのが、いわゆるメタセの横の広範な土地、あそこも目をつけられておりまして、これになればまた防衛局、財務省等相談をしていかなきゃいかんというふうな形で、まだ正式には決まっておりませんので、それぐらいにさせていただきたいと思います。

## 議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) この問題につきまして、町長、余り責める気持ちは毛頭ありません。ただ、しかし、企業誘致、大変なことだと思うんです。歴代の人ができなかった。田原町長時代できた。あの高度経済成長の一番絶頂期のときに小規模のものが2社ほど来た。そのことを考えても大変なことだと思います。しかし、定めです。減速経済に入って厳しいと。東芝も、北九州はもう一番最後の工場も撤退するというような状況で、いろいろな困難があると思いますけれども、町長が沈みますともうどうしようもならんわけ

ですよ。ですから、ぜひとも頑張っていただきたいと。そのために、やはり東九州自動車道のアクセスは、非常に交通アクセスは飛躍的によくなります。日奈古グラウンドはやはり何らかの見える形、我々も東九州自動車道が、夢のような話だと、現実はまた、ある内閣の時代にもうこれはつぶれたかなと、ところが不死鳥のように復活しました。ですから、ぜひとも希望を持って、ぜひともがんばっていただきたいと。そのためには、再度言いますけれども、まず見える形に、東九州自動車道、現実に橋脚あたりが姿あらわれますと、ああ本当東九州自動車道現実になったと。自分の生きておるうちに間に合ったなというようなことになるわけで、希望が湧いてくるわけです。ですから、あそこを目に見える動線ぐらい、少しぐらいしても、何か来てからやってやるとかいうような消極的なことでなくして、これは金も要るでしょう。しかし、これは、金はないと、財政課長おりますから、金はないというと思います。財政課長になるとみんなないっちゅうんです。しかし、ない金を何とか捻出しながら、工場の動線ぐらい、少し形があってはじめてその看板上げて、あと3年ですから、その以内にですよ、あと任期は2年ぐらいあるんだと思いますけれども、その任期中に、せめて看板を、ここの工場誘致しますと、看板ぐらい上げてくださいよ。どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 工場誘致も発表できる段階になったら発表します。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) 私は言ってるのは、発表する前の段階で、見える形で積極的に取り組んで おるということを、姿を出していただきたいと言っておるわけです。簡単なんです。あそこ本当やる気があ るんなら、看板ぐらい上げて、いろんなやつを見よったら上げたり、いろんなこといっぱい上げちょる。です から、あの程度のことを、金かからんわけです。上げたらどうですかと言っておるんです。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 看板ちゅうか、目に見える看板なら上げても、私はそういう今質問があれば、予算化して上げようということで実施します。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) 私、心配したのは、看板すぐ、あなたが、出るんじゃろうと思う。あれは補助 事業でやっとるんで、上級官庁のそこの承認がないとできませんよという答弁であろうと思いましたけれど も、積極的に言いましたんで、そういうことで取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、私の質問のところで林業振興と書いてありますけれども、里山の荒廃を防ぐ取り組み、それから、鳥獣害体策と、この2点なんですが、前の議会、それから前から、私の記憶では信田議員が随分長い時間取って執行部に質問をし、回答を得ております。さらに、丸山議員のほうは同じような質問でございます。私はちょっと当初考えちょったのは重複しますんで、質問内容をちょっと変えます。ただ、私は、いろんなことをやられておるのは事実でありますけれども、効果が非常に低いという不満があると思います。ただ、私はある本を見ました。これは、東京大学の助教授で、宇都宮大学の教授にう

つって、栃木県と連携しながら、新しい講座をしたんです。これが全国の自治体から50何人かの職員、これはもちろんこの50何人の数名の中には自治体職員以外の大学院生であるとか、民間会社にお勤めの方々も応募して勉強しているそうです。

これを読みますと、まず、里山の問題がありまして、25メートルですか、耕作地から25メートル離れておったら、イノシシは余り害を及ぼさないという研究ができておるそうです。これは相当高い確率で防御できると。ところが里山がやられとったら、もう近いですから、どうしても防ぐことができないということで、この専門性も高い勉強するために、この講座を開いておると、これは自治体職員も派遣されているという実績があるわけです。

したがって、産業課の職員あたりが、最長2年だそうですけれども、1年コースもあるそうです。中国に熱 を入れるのも結構なんですけれども、まだ県庁に職員を派遣をされると、このことも否定はしません、大い にやってほしいと思いますけれども、やはり、こういうところに職員を派遣して本当に勉強させて取り組む ようなことも必要じゃないかと。意欲のある職員ですよ。行かないという人が多いと思います。すばらしい、 県庁か何か行〈のなら、アメリカに留学しちょった時代があったんですけれども、 非常にエリートだと、 県庁 に行くのエリートでしょう。ところが、やっぱ下積みの人がおって、ああなってそういうことが生きていくるん です。ですから、産業課の職員に限らず、中国のほうでも大変、悪いことはありません、いいですよね、し かし、こういうことも、地味な仕事をするような職員もつくっていただきたい思います。 ぜひとも、こういう対 策を、人から人材を発掘して、それからお進みになったほうがいいと。今のずっと聞いておりますと、総合 計画であろうと、都市計画のほう、改革集中プラン、その他いろんなものがあります。合併時にどういう制 約があったと、やはりこれはなかなか2町が合併するわけですから、いろんな問題があって、やっと町長 苦労しながらまとめ上げたわけですけれども、この制約があるってことをみんな忘れて、しめはぐるわけで すけれども、これは大変だと思いますけれども、そういう制約の中で5年間頑張ってきたと思いますけれど も、やはり職員を育てると、やはり特に産業課あたりってのは、私、副町長にいつもお会いする機会があ るわけですけども、よく言うんですけども、四国、四国の2つの町村非常に頑張っているところ出ますよね、 村が。この、みんな人材なんです。ですから、そういう人材を育ててするためには、こういうとこ積極的に、 県庁に職員を派遣するぐらいならこういうところに派遣して鍛えてほしいと思います。 いかがですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いろんなところから職員の交換派遣ということは出てます。きのうも、実は僕は産業課の職員に、農水省との2年間交換派遣ということで、農水省も幹部候補生、築上町も幹部候補生と、そういうふうな形で派遣をし合わないかという文書が来ておって、実は産業課の職員、しかもこれ条件あります、30歳未満という条件があって、勤務が3年から4年、30歳未満か、向こうが3年から4年という人を派遣しますと、こっちは30歳未満ということで、きのう産業課長にもちょっと話して、産業課の中におらんかということでやっておりまして、積極な職員は僕は出てきて外の勉強してもらうと、そして帰ったら役立て

ると、この町で。そういう職員がどんどん出てきてもらえればありがたいがなと、このように考えておりますんで、積極的にはそういういろんな勉強という形の中で、そして勉強して帰った者はこっちでちゃんと実践すると、そういった形を取ってもらわなければ、勉強に行った、知識は頭に入れてそのままじっとしておくということじゃだめだと思いますんで、勉強したことは実践をするという1つの考えのもとに勉強に行ってもらうということは大いに結構だと思っておりますんで、どしどし、そういう機会があれば、派遣を職員に促してまいります。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

議員(12番 中島 英夫君) 余り詳しいことを言うと、尻込み、職員が、手を挙げる人がいなくなりますんで、詳しいことは言わないんですけれども、その宇都宮大学の講座に行きますよね、そしたら講座終了後に試験があるんです。試験をして合格した人に管理士の免許やるんです。その期間2年間ということになりますと、県庁とか市町村に派遣をして実践もやるわけです、一緒に。その市町村の自治体と、そういうことをやるんです、ただ、最後にちょっと試験があるんです。試験に合格しないともらえないんです。首になるわけじゃないからいいわけですけれども、ちょっと心苦しいですね。帰ってくると、町長に「お前どうしたか」と言われると、「落ちました」なんて言うたら、そうなりますと尻込みするんで、やはりかなりの決意がいると思いますけれども、ぜひとも参考にして職員に勉強する機会をつくってあげてほしいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

議長(田村 兼光君) 御苦労さんでした。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、6番目に3番、丸山年弘議員。

議員(3番 丸山 年弘君) 液肥についてお尋ねをしたいと思います。

前年度、2年ぐらい前から肥料が値上がりをいたしております。1,800円ぐらいのやつが3,000円ぐらいに値上がりしている。そしてまた、堆肥にかわる今、蓮華等の緑肥、こういうのも最近になって大体1キロ袋が300円だったのが、今は900円ぐらい、そういう高額な値段になってまいりまして、そしてほとんどの種が中国製で撒いて、生えるか生えんかわからんような状態です。そういった中で、今、私何回も町長にお話したことがありますが、この液肥が本当に重宝するんじゃないかというような考えのもとに、これから先、この旧椎田町については、今でも液肥が十分使われていると思うんですが、どうしても築城のほうにもこれを使うようにしていただきたい。町長、どうですか、それ、工程をちょっと教えてください、順序と。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 午前中、塩田議員からの話がございましたけれども、これは液肥を使うという農家の証がなければつくっても宝の持ち腐れになるということで、できれば今旧椎田の分は干拓の1カ所で、処理施設つくっております。しかし、1カ所では搬送に非常に手間がかかります、遠方なら。だから、例え

ば、市の業者もそこで、近くで持っていけば、それだけ効率的な運搬ができ、そして完成した液肥もそれぞれ農家に配るときには近いほうがいいという形の中で、これは、昔の考え方によれば田んぼの横にどつぼがございましたよね。あれと同じ仕組みなんです、やり方としては。そういう形の中でぜひその地域で使うという形になれば、私はもう広範囲に発酵施設をつくって、そしてその地域で汲んでそれぞれ配るという方法もあろうかと思います。そうすれば、自分たちで管理できるという形になりますし、しかし、旧椎田のほうは全部町が責任を持って散布しておると、散布までです。そういう形の形態を取れば、もし築城の分が、ほとんど皆さん築城で使うという形になれば、築城にどっか1カ所発酵する施設、それから貯留槽、これは本当は分散したほうがいいんです。運搬するのにその地域で使う近くに閑散な時期に発酵した分をそれぞれの貯留槽に持って行っておくという形でしとったほうが、効率的な利用になります。

旧椎田の場合、1カ所で発酵して、1カ所に貯留槽ということにしておるんで、遠方に行くのにやっぱり時間がかかります。例えば、1台が岩丸に行くのに約1時間ぐらいかかります。近くだったら、干拓の中だったら1台が10分から15分で運搬できるわけでございますけれども、要はそういう効率的なことを考え合わせれば極力そういう方向性でつくっていくというふうなことで、ぜひ農家が使うという形のものをつくってもらわなきゃ、これも産業課の啓発というか推進が必要です、実際。だから圃場整備したところは協同でやろうじゃないかという心構え、これをして使いますという形になればすぐに、したら豊前に持っていってる分は私はすぐにお断りしてもいいと、このように考えておりますので。そういうことで、今椎田では足りないということで、豊前に持っていっていくのは、1割だけはもう持っていかないでという話までしとるわけです。そうすればまた搬送業者も助かりますし、そういうことで、ぜひ集落の中で使うという1つの考え方を出して、それがある程度集約できれば、私はすぐにでも、非常に、ある程度安くできます、し尿処理の分は。ただ、コンクリの層を何層かつくって、発酵槽と貯留槽にわけていけばいいという形になりますんで、ぜひこれは産業の職員のいわゆる推進が大事になってこようと思いますんで、もしそういう形であれば、事あるごとにそういう話をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 丸山議員。

議員(3番 丸山 年弘君) 一番私が知りたいのは、形をどういうふうにしたらいいか、とにかくこういうふうにしてこういうふうにしなさいと、あるんじゃないんですか、協同でしなきゃいかんとか、個人的にもこれはいいんでしょう。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) だから、午前中申しましたけれども、協同で散布して、これ5ヘクタール、そうしないと散布の機械を持っていかなきゃいかんということになりまして、まとまって、もうひっついて、もう全部5丁ひっついてなければ、車の、また代車に乗せて運搬しなきゃいかんという形になりますし、5ヘクタールは最低確保していただくということが大事。そして、そうすれば、今椎田で使ってるの足りないということで、

それならもうちょっと増設したいんですけど、原料がないとという形になっておるんで、築城も使うという形になれば、1つ干拓のほうに増設して、あとは。そしてあとたくさん使うようになれば、築城のほうに発酵施設を私はつくってもやぶさかではないと、このように考えています。

議長(田村 兼光君) 丸山議員。

議員(3番 丸山 年弘君) それには、一応組合とかはいらんわけですかね、何人かの人数が集まって、 そして近いところで話がまとまればそれで実質オッケーができるんですかね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ええ、基本的には5ヘクタール、干拓も個人経営ですよね、それぞれが。これも約60、70丁まとまってますから、そういう形の中で、できれば営農組合ができれば、営農組合が使うという形にしてもらえれば一番成立しやすい。そして、できれば椎田の分ですれば発酵施設を僕は増設して、それからあと貯留槽もふやすと、そして築城の分を発酵させていくという形をとりたいと思っております。そういうなればだんだん推進ができて、築城に1カ所またそういう発酵施設つくってもいいんじゃないかというふうに考えておりますんで、とっかかりは。とにかく農家が使うという形がこの肥料は前提になります。そういうことでお願い。そうしないと、今の築城の分を全部もってきて椎田が使ってしもうたら多分文句が出ると思うんで、そこんところは一応保留をしておるという情況でございます。

議長(田村 兼光君) 丸山議員。

議員(3番 丸山 年弘君) そこまでわかりましたらもう大体飲み込めました。また、その節はよろしくお願いします。

また、光ファイバーの設置について、これはちょっと私の技量からはちょっと重たいんですが、一応こうしてみやこ町も光通信化を求める意見書をぴしっと2007年に上げて、もう今アクション起こしてるとこなんです。だから、苅田ができて、行橋ができて、豊前ができて、この間に挟かっちょる築上町も絶対必要じゃないかというような気持ちの中で質問させてもらってるんですが、設置についての考えあるかないか、ちょっとお願いします。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。6月議会、9月議会御質問ございまして、来年度当初予算に民設 民営で予算化したいと。それについては一気に全町っていうわけではありませんので、1次、2次でやって いきたいなって思っております。ぜひ当初予算にのせていきたいなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 丸山議員。

議員(3番 丸山 年弘君) わかりました。じゃあ、光ファイバーについてはそれで。

では、次に移りたいと思います。これは、大変本当田舎くさい話でございます。イノシシ、シカの駆除に対 してどのような考え持っているか。この私の答え方もちょっとおかしいと思うんですが、田舎に行くと、私バ ッチ預かってる上で、「丸山さん、どうか、イノシシどうにかして〈れんかな」とかいうのが、もう今はもうほと んどです。ほかにあんまり要求とかいうのはないんですが、このイノシシとシカに対しては、本当もうみん なが口揃えて、ちょっといろいろあってあそこに行って見たら「ちょっと待ちない、イノシシ、俺んがた田んぼ 入っとうけ見て〈れんか」っていう形で、それの対応に追われるとか、川を掃除して〈れっちゅうところもあり まして、川掃除も俺がして、今できてますけど、このイノシシちゅうのは、昔は何か高い山で子供さんらと大 体8匹から10匹ぐらいできるのが、5匹ぐらい、大体崖から落ちたりとか、ほかの獣とか食われたりという 形で、何か半分ぐらいしか残らなかったと。上のほうが針葉樹で下のほうにぶなの木が多いところに全部 集まって〈る、田んぼに近いところに集まって〈る、そういった状況の中で、イノシシが8頭生まれて8頭育 つという形らしいんです。今倍どおしにどんどんふえると。そういう中でイノシシをやっつける方法といった ら、これはもう鉄砲じゃだめだと思うんです。わなか何かで捕る、秋になって穂が出たら自分とこの田んぼ に入る分を防ぐには、今の役場からの30%、あの電さくですか、ああいうふうにいただいて、電さくをやる 方法もあると思うんですが、根から絶やすにはわなで取るしかないでしょう。そういう形の中で、私思うの は、猟師じゃないとだめとかいうようなことになっているみたいで、けど、自分とこの田んぼに入る分は自 分ところで捕ったらどうかなっちゅうような私どもも安易な素人考えですが、一晩の間に2反、3反の田ん ぼが一遍に荒らされるってことは、行ってみてがっくりするようなことがもういっぱいあるんですよ、田舎に は。そういうことのないように電さくやんないって私は指導するんですけど、根から絶やすにはわなが一番 いいんじゃないか、だからこの築上町においては、わなの特区みたいなものつくってもらえんかなと。そう いう考え、ちょっとお聞きしたい。

議長(田村 兼光君) 産業課長、中野君。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。議員さんたち御承知のように、イノシシ、シカの被害が大変多うございますが、今現在猟期ですけども、猟期以外については駆除のための許可を出して、その専門の駆除員の方がわなを仕掛けて捕った分についてしか捕れません。個人が自分の土地にわなを仕掛けることはできますが、野生動物の保護ということで、猟期以外はわなの中に入っても本来処分できない。猟師の方にしとめてもらって、あるいは猟師の方にかわりにわなを仕掛けてもらうとか、そういう方法しかできませんので、それも許可の出た期間だけ、そういう縛りがございまして、議員さんおっしゃったように特区みたいなのできまして、いつの時期でも自分の土地については自分で守れるというのが本来よろしい形かと思いますけど、今はそういう現状になっております。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは、広域的にやらなきゃだめなんです、今、ちょうど8月の福岡県の町村会の研修会が盆過ぎに東京でございました。そのときに、農水省の有害鳥獣対策室に要望に行ったり、それから盆前には九州農政局に行きました。その話が上まで伝わっておって、すぐに「わかりました」という返事をもらって今中津市を主体にそれと築上郡、豊前市で広域的な駆除に参加する意思があるかというふうな

ことで、直接農水のほうから電話が私宛にございまして、今その取り組みを、中津市が多分事務局になってやってもらうという形になりますんで、若干は広域的で、いわゆる国のそういう有害鳥獣対策室の、これは直轄事業ということで、県を通さんでも直轄する事業ですということで、内示をいただいておりますんで、来年度はその直轄事業で少し駆除ができるんじゃなかろうかなと、このように考えております。

議員(3番 丸山 年弘君) 町長、内容の中で手法ちゅうのがあると思うんですよ、どういうふうにして捕るのか。何年か前に、やっぱりそういう広域駆除があったと私も覚えております。鉄砲でイノシシを捕っても、イノシシは鉄砲で捕れないです。もう実際、やってみたらわかるけど、犬が追おて逃げたらもうそれで終わりちゅうような感じです。わなは、やっぱり捕る人が、年間150頭ぐらい捕る人は何ぼでもいるんでしょう。だからそういう専門的に、うまい人に少しでもわなをかけてもらえるような形にして、そして1頭でも、1頭おった63頭おる、今言うたように、明けの日何もなかったというような形になるんですから、1頭1頭しとめていかんことには。シカは田んぼに入っても、道がつくぐらいでそう荒らすっちゅうことはないんですよ。でも、シカは植えだちですか、あの柔い芽を、油断してると食べてしまうちゅことになるけれども、それはまた生えてきますから、イネは、別にあんまりないんですけど、イノシシは、もう熟れてさあ刈ろうかちゅう前になって一気にやってしまうから、やっぱりさみしいです。行ってみて本当に自分とこの田が荒らされちょったら、そういうことで、田舎はもうそれが持ちきりです。それでどうか。もう一点いいですか、ここに私もちょっとあれしていますけど、今まで30%やった電さくの補助があるじゃないですか。あれ50%ぐらいふやされませんかね。そうすると、やっぱり応急処置にはあれが一番いいんじゃないかと思う。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 本当は電さくは全般的な駆除にはならないんです。そういったしたとこに行かんけど、せんとこに行くという形になるんで、ここのところが非常に難しい問題だという形に。今言われた補助率のどうこうとか、ちょっと今ここで答えるわけにはいかんと思いますので、ちょっと保留にさせていただきたいと思います。

そして、ことしは若干猟師の方に聞いたら、シカもイノシシもきょねんより少ないと、捕れんちゅうて、今猟期に入ってるんですけど、捕れん、おらんことなったと、そういうお話もちょっとやってるんで、そういう推移もちょっと見守っていかないかんかなというふうに考えておりますし、基本的には一応これ駆除が一番なりますんで、箱穴であれば誰でもできると思うんで、猟師がおらんでも箱に、中に入ったらガチャンと閉まるようなわななら、こういうのも一つ考えていく必要があるかもわかりませんので、そういう検討もさせてください。

議長(田村 兼光君) 丸山議員。

議員(3番 丸山 年弘君) ぜひ、補助率だけは十分考えてやって〈ださい。よろし〈お願いします。 これで私の質問を終わります。

議長(田村 兼光君) これで本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす9日に行いま

す。

議長(田村 兼光君) 本日はこれで散会します。

午後3時58分散会